改正案	道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号)
現	
行	(傍線の部分は改正部分)

3 前項の規定により歩道を通行する歩行者は、第六十三条の四第二項2 (略)第十条 (略)(通行区分)	2・3 (略) この三~二十三 (略) 三の三~二十三 (略) 三の三~二十三 (略) 三の三~二十三 (略) 三の三~二十三 (略) 三の三~二十三 (略) 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十二 三の二 本線車道 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十二 三の二 本線車道 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十二 三の三~二十三 (略) (定義)	目次 目次 目次 目次 日次	改正案
2 (略) 第十条 (略) (通行区分)	2・3 (略) 2・3 (略) 2・3 (略) (定義)	目次 目次 目次 日次 (略) 第一章・第二章 (略) 第一章・第二章 (略) 第一章・第二章 (略) 第一節 運転者ので通方法の特例 (第六十三条の三 第六十三条第一節 運転者の義務 (第六十四条 第七十一条の五) 第二節・第三節 (略) 第二節・第三節 (略) 第二節・第三節 (略) 第二節・第三節 (略) 第二節・第三節 (略) 第二章・第二章 (略) 第二章 (略)	現

。|| 行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならない に規定する普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通

(通行方法の指示)

に規定する通行方法によるべきことを指示することができる。 十三条の規定に違反して道路を通行している歩行者に対し、当該各条 警察官等は、 第十条第一項若しくは第二項、第十二条又は第

(罰則 (略))

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 (略)

三第一項第一号、 (罰 則 第百十九条の二第一項第一号、 同条第二項) 同条第二項、 第百十九条の

(駐車を禁止する場所)

2.3 (略)

第四十五条 (略)

(罰則 同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、 第一項及び第二項については第百十九条の二第一項第一号 同条第二項)

(停車又は駐車の方法)

第四十七条 (略)

2 . 3 (略)

び第三項については第百十九条の二第一項第二号、 (罰則 第一項第四号) 第一項については第百十九条の三第一項第四号 第百十九条の三 第二項及

(停車又は駐車の方法の特例)

第四十八条 (略)

三第一項第一号、 罰則 第百十九条の二第一項第一号、 同条第二項 同条第二項、 第百十九条の

(通行方法の指示)

第十五条 警察官等は、第十条、第十二条又は第十三条の規定に違反し よるべきことを指示することができる。 て道路を通行している歩行者に対し、当該各条に規定する通行方法に

(罰則 (略))

(停車及び駐車を禁止する場所)

第四十四条 (略)

四第一項第一号、 (罰則 第百十九条の三第一項第 同条第二項) 号 同条第二項、 第百十九条の

(駐車を禁止する場所)

第四十五条 (略)

2 . (略)

(罰則 同条第二項、第百十九条の四第一項第一号、 第一項及び第二項については第百十九条の三第一項第 同条第二項) — 号

(停車又は駐車の方法)

第四十七条 (略)

2 . (略)

び第三項については第百十九条の三第一項第二号、 第一項第四号) (罰則 第一項については第百十九条の四第一項第四号 第百十九条の四 第二項及

(停車又は駐車の方法の特例

第四十八条 (略)

四第一項第一号、 (罰則 第百十九条の三第一項第一号、 同条第二項) 同条第二項、 第百十九条の

(時間制限駐車区間)

第四十九条 該時間制限駐車区間における駐車の適正を確保するため、パーキング ることができる道路の区間であることが道路標識等により指定されて するもの(以下「パーキング・チケット発給設備」という。) を設置 いる道路の区間(以下「時間制限駐車区間」という。)について、当 ・メーター(内閣府令で定める機能を有するものに限る。以下同じ。 又はパーキング・チケット (内閣府令で定める様式の標章であつて 発給を受けた時刻その他内閣府令で定める事項を表示するものをい 以下同じ。 公安委員会は、時間を限つて同一の車両が引き続き駐車す)を発給するための設備で内閣府令で定める機能を有

及び管理するものとする。 2

3 2 区間において駐車する車両の整理その他時間制限駐車区間における駐て駐車しようとする車両の運転者に対する情報の提供、時間制限駐車 る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる ケット発給設備の管理に関する事務並びに前項に規定する措置に関す 車の適正を確保するために必要な措置を講じなければならない。 公安委員会は、第一項のパーキング・メーター及びパーキング・チ 前項に定めるもののほか、公安委員会は、時間制限駐車区間におい

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第四十九条の二 (略)

2 チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けた時から のパーキング・メーターが車両を感知した時又は同項のパーキング・ 車両は、時間制限駐車区間においては、当該駐車につき前条第一項

(時間制限駐車区間)

第四十九条 該時間制限駐車区間における駐車の適正を確保するため、パーキングいる道路の区間 (以下「時間制限駐車区間」という。) について、当 ることができる道路の区間であることが道路標識等により指定されて ・メーター(内閣府令で定める機能を有するものに限る。以下同じ。 を設置し、 公安委員会は、時間を限つて同一の車両が引き続き駐車す 及び管理するものとする。

とができる。 発給するための設備で内閣府令で定める機能を有するもの(以下「パ 適当でないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、パーキング・ ーキング・チケット発給設備」という。) を設置し、及び管理するこ その他内閣府令で定める事項を表示するものをいう。以下同じ。) を チケット (内閣府令で定める様式の標章であつて、発給を受けた時刻 又は交通の状況から判断してパーキング・メーター を設置することが 公安委員会は、時間制限駐車区間について、道路の構造その他道路

4 3 車区間において駐車する車両の整理その他時間制限駐車区間におけるいて駐車しようとする車両の運転者に対する情報の提供、時間制限駐 ができる。 置に関する事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託すること 駐車の適正を確保するために必要な措置を講じなければならない。 ング・チケット発給設備の管理に関する事務並びに前項に規定する措 公安委員会は、第一項のパーキング・メーター及び第二項のパーキ 前二項に定めるもののほか、公安委員会は、 時間制限駐車区間にお

(時間制限駐車区間における駐車の方法等)

第四十九条の二 (略)

2 のパーキング・メーターが車両を感知した時又は同条第二項のパーキー 車両は、時間制限駐車区間においては、当該駐車につき前条第一項 ング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けた

車してはならない。 、それぞれ道路標識等により表示されている時間を超えて引き続き駐

- 3 (略)
- 車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。 等により表示されている時間を経過する時までの間に限る。)、当該ーキング・チケットの発給を直ちに受けて、これを当該車両が駐車し直ちに作動させ、又は同項のパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットを設備によりパーキング・チケットを設備によりのパーキング・メーターを4 車両の運転者は、時間制限駐車区間において車両を駐車したときは
- (略)

5

については第百十九条の三第一項第三号、同条第二項、第四項、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項(第三項については第百十九条の二第一項第一号(罰則)第二項及び第五項後段については第百十九条の三第一項第

(時間制限駐車区間の路上駐車場に関する特例

第四十九条の四 (略)

- 3 (略)

(違法駐車に対する措置)

設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において認められるとき、又は第四十九条第一項のパーキング・チケット発給第二項、第三項若しくは第五項後段の規定に違反して駐車していると四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条若しくは第四十九条の二第五十一条 車両が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第

続き駐車してはならない。 時から、それぞれ道路標識等により表示されている時間を超えて引き

- 3 (略)
- 路標識等により表示されている時間を経過する時までの間に限る。)駐車している間 (当該パーキング・チケットの発給を受けた時から道よりパーキング・チケットの発給を直ちに受けて、これを当該車両が直ちに作動させ、又は同条第二項のパーキング・チケット発給設備に、政令で定めるところにより、前条第一項のパーキング・メーターを車両の運転者は、時間制限駐車区間において車両を駐車したときは
- 当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。
- (略)

5

については第百十九条の四第一項第三号、同条第二項)、同条第二項、第百十九条の四第一項第一号、同条第二項(第四項一号、同条第二項(第三項については第百十九条の三第一項第一号(罰則)第二項及び第五項後段については第百十九条の四第一項第

(時間制限駐車区間の路上駐車場に関する特例

第四十九条の四 (略)

- 規定を適用する。
 | 「頂のパーキング・チケット発給設備とみなして、第四十九条の二のツト発給設備を第四十九条第一項のパーキング・メーター又は同条第っト発給設備を第四十九条第一項のパーキング・メーター又はパーキング・チケるものについては、当該パーキング・チーター又はパーキング・チケット発給設備が設置されていうち、駐車場法第六条第一項に規定する路上駐車場管理者によりパー2 時間制限駐車区間に設置されている路上駐車場に係る道路の部分の
- 3 (略)

(違法駐車に対する措置)

設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において認められるとき、又は第四十九条第二項のパーキング・チケット発給第二項、第三項若しくは第五項後段の規定に違反して駐車していると四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条若しくは第四十九条の二第五十一条 車両が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第

できる 間の当該車両が駐車している場所から移動すべきことを命ずることが れている場所から移動すべきこと又は当該車両を当該時間制限駐車区 該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止さ 任がある者 (以下この条において「運転者等」という。) に対し、当 は、警察官等は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責 条の四第一項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。 項の規定に違反していると認められるとき (次条第一項及び第五十一 ーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の二第四 当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパ

2 9 (略)

10 の他の方法により公表するものとする。 るところにより、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用そ 警察署長は、前項の規定による公示をしたときは、 内閣府令で定め

11 した車両の返還に関し必要な事項は、政令で定める。 第七項から前項までに定めるもののほか、第六項の規定により保管

(略)

14|13|12| (略)

ことができる。 第十二項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てる

15 者等又は使用者若しくは所有者 (以下第五十一条の二の二までにおい動、車両の保管、公示その他の措置に要した費用は、当該車両の運転第二項、第三項又は第五項から第十一項までの規定による車両の移 て「使用者等」という。)の負担とする。

(略)

20 19 18 17 16 (略) (略 略)

十二項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。 起算して三月を経過してもなお第六項の規定により保管した車両(第)第八項の規定による告知の日又は第九項の規定による公示の日から 署の属する都道府県に帰属する。 を返還することができないときは、当該車両の所有権は、当該警察

> 条の四第一項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。〕項の規定に違反していると認められるとき(次条第一項及び第五十 当該車両に当該パー キング・チケット発給設備により発給を受けたパ 当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべき いう。) に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両任がある者 (以下この条及び第五十一条の三において「運転者等」と は、警察官等は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責 ことを命ずることができる。 を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきこと又は当該車両を キング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の二第四

2 9 (略)

10 還に関し必要な事項は、 前三項に定めるもののほか、第六項の規定により保管した車両の返 政令で定める。

(略)

ことができる。 第十一項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てる

用者等」という。 等又は使用者若しくは所有者 (以下第五十一条の三までにおい 車両の保管、公示その他の措置に要した費用は、当該車両の運転者第二項、第三項又は第五項から第十項までの規定による車両の移動 の負担とする。 使

(略)

19 18 17 16 15 (略) (略)

起算して六月を経過してもなお第六項の規定により保管した車両(第一第八項の規定による告知の日又は第九項の規定による公示の日から 署の属する都道府県に帰属する。 十一項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。 を返還することができないときは、当該車両の所有権は、当該警察

20

22

21

当該積載物の所有者に対する」と読み替えるものとする。 」とあるのは「所有者等」と、第十六項中「運転者等又は使用者等」 七項の規定による当該積載物の所有者に対する告知の日若しくは」と るおそれがあるとき、又は第二十二項において読み替えて準用する第 項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、 おいて読み替えて準用する第七項及び前二項」と、第十二項中「第八 」と、第十一項中「第七項から前項まで」とあるのは「第二十二項に ができない」とあるのは「知ることができず、かつ、当該積載物の所 は「第二十二項において読み替えて準用する第七項」と、「知ること 条において「所有者等」という。)」と、第九項中「前項」とあるの 所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者(以下この |定により保管した車両に積載物があつた場合における当該積載物につ|| 第六項、第七項及び第九項から第二十項|までの規定は、第六項の規 るのは「第二十二項において読み替えて準用する第七項の規定による とあるのは「所有者等」と、第二十項中「第八項の規定による」とあ 有者 (以下第五十一条の二の二までにおいて「使用者等」という。) ら第十一項までの規定による」と、「運転者等又は使用者若しくは所 あるのは「第二十二項において準用する第六項、第七項又は第九項か 有者以外の者に当該積載物を返還することが困難であると認められる いて準用する。この場合において、第七項中「使用者」とあるのは「 「費用」とあるのは「費用若しくは手数」と、第十五項中「 第三項又は第五項から第十一項までの規定による車両の移動、 若しくは変質す 第二項 ` ك

(報告徴収等)

第五十一条の二の二 警察署長は、第五十一条の規定の施行のため必

二項の規定により委任を受けた者に嘱託しなければならない。 る同法による登録を国土交通大臣又は同法第百五条第一項若しくは第政令で定めるところにより、当該車両について、これらの処分等に係の項において同じ。)の売却、第十二項の規定による車両の廃棄又は十六年法律第百八十五号)による登録を受けた自動車に限る。以下こ警察署長は、第十一項の規定による車両(道路運送車両法(昭和二

」と、「運転者等又は使用者若しくは所有者 (以下第五十一条の三ま 」と、第十項中「前三項」とあるのは「第二十一項において読み替え 当該積載物の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とある でにおいて「使用者等」という。)」とあるのは「所有者等」と、 のは「費用若しくは手数」と、第十四項中「第二項、第三項又は第五 き、又は第二十一項において読み替えて準用する第七項の規定による 知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあると て準用する第七項及び前項」と、第十一項中「第八項の規定による告 ができない」とあるのは「知ることができず、かつ、当該積載物の所 所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者 (以下この 定により保管した車両に積載物があつた場合における当該積載物につ 読み替えるものとする。 替えて準用する第七項の規定による当該積載物の所有者に対する」と 九項中「第八項の規定による」とあるのは「第二十一項において読み 十五項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、第十 項において準用する第六項、第七項、第九項又は第十項の規定による 項から第十項までの規定による車両の移動、」とあるのは「第二十 有者以外の者に当該積載物を返還することが困難であると認められる は「第二十一項において読み替えて準用する第七項」と、「知ること 条において「所有者等」という。)」と、第九項中「前項」とあるの いて準用する。この場合において、第七項中「使用者」とあるのは「 第六項、第七項及び第九項から第十九項までの規定は、第六項の規

し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。いて権原を有する者その他の関係者に対し、当該車両又は積載物に関の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物につ者等その他の関係者又は同条第二十二項において準用する同条第六項があると認めるときは、同条第六項の規定により保管した車両の使用があると認めるときは、同条第六項の規定により保管した車両の使用

車両移動保管関係事務の委託)

(罰則 第二項については第百十七条の四第一号)

指定車両移動保管機関)

2 公安委員会は、指定車両移動保管機関の財産の状況又はその事務の害師することができると認められるものとして公安委員会があらかじ実施することができると認められるものとして公安委員会があらかじ実施することができると認められるものとして公安委員会があらかじ事が動及び保管に係るものに限る。以下「車両移動保管事務」という。多が見により設立された法人であつて、当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして公安委員会があらかじ事が見ている。以下「車両移動保管事務」という。とができる。ことができる。

- 。 に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる 運営に関し改善が必要であると認めるときは、指定車両移動保管機関 2 公安委員会は、指定車両移動保管機関の財産の状況又はその事務の
- 反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。3 公安委員会は、指定車両移動保管機関が前項の規定による命令に違
- 。| 者は、車両移動保管事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない者は、車両移動保管機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた
- は、法令により公務に従事する職員とみなす。は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用に関して」。 車両移動保管事務に従事する指定車両移動保管機関の役員又は職員
- 指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行つたときは、当該車

6

限までにその定める場所において納付しなければならない。則で定める額の負担金を当該指定車両移動保管機関に、その定める期両の運転者等又は使用者等は、実費を勘案して都道府県公安委員会規

- を求めることができる。

 を求めることができる。

 「一方の、指定車両移動保管機関は、負担金につき年十四・五パーセントの割りができ期限を指定して督促しなければならない。この場合においてでは、指定車両移動保管機関は、前項の車両の運転者等又は使用者等が納り、指定車両移動保管機関は、前項の車両の運転者等又は使用者等が納り、
- ||対し、その徴収を申請することができる。||対し、その徴収を申請することができる。||に同項後段の延滞金及び手数料(以下この条において「負担金等」と||多||前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに負担金並び
- 10 第五十一条第七項から第十四項まで、第十七項後段、第十八項及びの場合においては、指定車両移動保管機関は、警察署長の徴収した金は、地方税の滞納処分の例により負担金等を徴収するものとする。この 警察署長は、前項の規定による負担金等の徴収の申請があつたとき 警察署長は、前項の規定による負担金等の徴収の申請があつたとき
- るものとする。 申請に係る登録をこれらの者に嘱託しなければならない」と読み替え ければならない」とあるのは「嘱託するよう申請しなければならない るところにより」とあるのは「当該警察署長に対し」と、「嘱託しな 定車両移動保管機関の収入とする」と、同条第二十項中「政令で定め 入とする」とあるのは「第五十一条の三第八項の負担金等は、当該指 後段中「負担金等」とあるのは「第五十一条の三第八項の負担金等」 第二項、 動保管事務について準用する。この場合において、 第十九項(これらの規定を同条第二十一項において準用する場合を含 この場合において、警察署長は、政令で定めるところにより、当該 同条第十八項中「負担金等は、当該警察署の属する都道府県の収)並びに第二十項の規定は、指定車両移動保管機関が行う車両移 第三項又は第五項」とあるのは「第五項」と、同条第十七項 同条第十四項中「 第十八項及び
- 11 指定車両移動保管機関は、前項において準用する第五十一条第十一

13 12 消滅する。 るところにより、 規定により車両を売却し、又は廃棄しようとするときは、 項及び第十二項 (同条第二十一項において準用する場合を含む。 負担金等の請求権は、五年間行わない場合においては、 時効中断の効力を有する。 第七項の規定による督促は、 警察署長の承認を受けなければならない 民法第百五十三条の規定にかかわらず 時効により 政令で定め

14 指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務に係る処分について

Ŕ 号)による審査請求をすることができる。 公安委員会に対し、行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十

15 両移動保管事務に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。 前各項に定めるもののほか、指定車両移動保管機関及びその行う車 (罰則 第四項については第百十七条の五第三号)

(報告徴収等)

第五十一条の五 2 (略)

(略)

(罰則 第一項については第百十九条の四第一項第五号、第百二十

三条)

第五十一条の八 (吹 (確認事務の委託) (略)

2

3

次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができな

らに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含 者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを(役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる) 問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれ (略)

)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

禁錮以上の刑に処せられ、又は第百十九条の三第一 項第三号の

次の各号のいずれかに該当する法人は、登録を受けることができな

3 2 第五十一条の八 (略)

(略)

2

三条)

(罰則 (略)

第一項については第百十九条の三第一項第五号、第百二十

第五十一条の五 (報告徴収等

(略)

らに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含 問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれ 者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる (略)) のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

(略)

禁錮以上の刑に処せられ、 又は第百十九条の二第一項第三号の

ことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者 罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける

4 { 7 (略) (略)

(放置車両確認機関)

第五十一条の十二 (略)

2 6 (略)

り公務に従事する職員とみなす。 治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用に関しては、 確認事務に従事する放置車両確認機関の役員又は職員は、 刑法 (明 法令によ

(略)

8

(罰則 (略))

(普通自転車の歩道通行)

第六十三条の四 普通自転車は、次に掲げるときは、第十七条第一項の が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行し 規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等 てはならない旨を指示したときは、この限りでない。

こととされているとき。 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができる

定める者であるとき。)車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で 当該普通自転車の運転者が、 児童、幼児その他の普通自転車によ

行することがやむを得ないと認められるとき。 普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通 前二号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該

2

2 らず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなると れた部分(以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。 の部分 (道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定さ) があるときは、当該普通自転車通行指定部分) を徐行しなければな 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄り 一時停止しなければならない。 ただし、普通自転車通行指定部

> 罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける ことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ハ~へ (略)

4 7 (略)

(放置車両確認機関)

第五十一条の十二 (略)

2 6 (略)

7 他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす 確認事務に従事する放置車両確認機関の役員又は職員は、刑法その

8 (略)

(罰則 (略))

(普通自転車の歩道通行)

第六十三条の四 普通自転車は、第十七条第一項の規定にかかわらず、 することができる。 道路標識等により通行することができることとされている歩道を通行

ならない。 進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、 その指定された部分)を徐行しなければならず、 の部分(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄り 一時停止しなければまた、普通自転車の

で進行することができる。 うとする歩行者がないときは、 分については、 当該普通自転車通行指定部分を通行し、 歩道の状況に応じた安全な速度と方法 又は通行しよ

(罰則 (略))

児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)

第六十三条の十 児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメッ トをかぶらせるよう努めなければならない。 児童又は幼児を保護する責任のある者は、 児童又は幼

(無免許運転の禁止)

第六十四条 いて準用する第百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止され 免許を受けないで (第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項六十四条) 何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転 ている場合を含む。 第百三条の二第一項、第百四条の二の三第一項又は同条第三項にお)、自動車又は原動機付自転車を運転してはなら

(罰則 (略))

(酒気帯び運転等の禁止)

(略)

2 第六十五条 転することとなるおそれがあるものに対し、 何人も、酒気を帯びている者で、 前項の規定に違反して車両等を運 車両等を提供してはなら

4 3| れがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。 る旅客自動車運送事業 (以下単に「旅客自動車運送事業」という。 を知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送す 条の三の二第二号において同じ。 自動車を除く。 の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める 何人も、第一項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそ 何人も、車両 (トロリーバス及び道路運送法第二条第三項に規定す 以下この項、第百十七条の二の二第四号及び第百十七 の運転者が酒気を帯びていること

ることを要求し、

又は依頼して、

当該運転者が第一項の規定に違反し

(罰則 (略))

無免許運転の禁止)

第六十四条 何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転 ない。 いて準用する第百三条第三項の規定により運転免許の効力が停止され ている場合を含む。)、自動車又は原動機付自転車を運転してはなら 免許を受けないで (第九十条第四項、第百三条第一項若しくは第三項 第百三条の二第一項、第百四条の二の三第一項又は同条第三項にお

(罰則 (略))

(酒気帯び運転等の禁止)

第六十五条 (略)

2 がある者に対し、 何人も、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれ 酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

て運転する車両に同乗してはならない。

四号、第百十七条の三の二第二号) 百十七条の三の二第一号 第四項については第百十七条の二の二第 の二の二第二号 第三項については第百十七条の二の二第三号、第 の二第一号 、罰則 第 一項については第百十七条の二第一号、 第二項については第百十七条の二第二号、 第百十七条の 第百十七条

(過労運転等の禁止)

(略)

(罰則 第百十七条の二第三号、 第百十七条の二の二第五号)

(危険防止の措置)

2 前頃に定めるも (略) 3 際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。 運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第百七条の二の国 るかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該車両等の の規定に基づく処分に違反し、又は車両等の交通による人の死傷若し 項を除く。)若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律 転に関しこの法律(第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条、第 くは物の損壊(以下「交通事故」という。) を起こした場合において 七十一条の四第三項から第六項まで並びに第八十五条第五項及び第六 当該車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができ 前項に定めるもののほか、警察官は、車両等の運転者が車両等の運

4| 第八十五条第五項若しくは第六項の規定に違反して車両等を運転する 五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで又は 交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができる。 おそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態に なるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路における ては第百十八条の二 前三項の場合において、当該車両等の運転者が第六十四条、第六十 (略) 第一項については第百十九条第一項第八号 第三項につい

> 第三号 罰則 項については第百十七条の二第一 号 第百十七条の四

(過労運転等の禁止)

第六十六条 (罰則 第百十七条の二第一号の二、 (略) 第百十七条の四第四号)

第六十七条 (危険防止の措置) (略)

3 2 (略)

交通の危険を防止するため必要な応急の措置をとることができる。 なるまで車両等の運転をしてはならない旨を指示する等道路における おそれがあるときは、警察官は、その者が正常な運転ができる状態に 第八十五条第五項若しくは第六項の規定に違反して車両等を運転する 五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで又は 前二項の場合において、当該車両等の運転者が第六十四条、第六十 第一項については第百十九条第 一項第八号 第二項につい

ては第百十九条の二)

(運転者の遵守事項)

ハ。 界七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならな

|〜五の三 (略)

五の四 自動車を運転する場合において、第七十一条の五第一項から五の四 自動車を運転する場合においては第二項に規定する必要な距離表示自動車(第七十一条の五第一項おしては第二項又は第八十七条第三項に規定する標識を付けた一項若しくは第二項又は第八十七条第三項に規定する標識を付けた一項若しくは第二項又は第八十七条第三項に規定する標識を付けた一項若しくは第二項又は第八十七条第三項に規定する標識を付けた一項若しくは第二項又は第八十七条第三項に規定する標識を付けた書が書面車(第七十一条の五第一項から第三項まで、第七十一条の六第一項若しくは第二項に規定する原理をである。

(罰則 (略))五の五・六 (略)

(普通自動車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の三 (略)

その他政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでないるせることが療養上適当でない者を当該乗車装置に乗車させるとき、疾病のため座席ベルトを装着着させるに足りる座高を有するものを除く。以下この条において同じとされているものに限る。以下この項において同じ。)に乗車させて上、幼児(適切に座席ベルトを装直動車を運転してはならない。ただし、幼児(適切に座席ベルトを装直動車を運転してはならない。ただし、幼児(適切に座席ベルトを装直動車の運転者は、座席ベルトを装着しない者を運転者席以外の乗

(運転者の遵守事項)

ハ。 第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならな

|〜五の三 (略)

五の四 自動車を運転する場合において、第七十一条の五第一項から五の四 自動車を運転する場合において、第七十一条の五第一項から第三項までに規定する場合において、第七十一条の五第一項から第三項までに規定する場合において、第七十一条の五第一項から第三項までが表示自動車(第七十一条の五第一項から第三項までいこととなるときは進路を変更しないこと。

五の五・六 (略)

(罰則 (略))

(普通自動車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の三 (略)

その他政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでないさせることが療養上適当でない者を当該乗車装置に乗車させるとき、変病のため座席ベルトを装着自動車を運転してはならない。ただし、幼児(適切に座席ベルトを装直動車を運転してはならない。ただし、幼児(適切に座席ベルトを装車装置(当該乗車装置につき座席ベルトを構えなければならないこと車装置(当該乗車装置につき座席ベルトを装着しない者を運転者席の横の乗2 自動車の運転者は、座席ベルトを装着しない者を運転者席の横の乗

し書の規定を準用する。 させるように努めなければならない。この場合においては、前項ただ置に乗車させて自動車を運転するときは、その者に座席ベルトを装着3 自動車の運転者は、他の者を運転者席の横の乗車装置以外の乗車装

3

(略)

(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の四 (略)

(罰則 (略)

2 { 7

六号) 第三項から第六項までについては第百十九条の三第一項第

(初心運転者標識等の表示義務)

第八十五条 (略)

を運転してはならない。 前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車 条及び次条において「普通自動車対応免許」という。)を受けた者で 七十五歳以上のものは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の |項の規定により普通自動車を運転することができる免許 (以下この 第八十五条第一項若しくは第二項又は第八十六条第一項若しくは第

3 転するように努めなければならない。 前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて普通自動車を運 すおそれがあるときは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の 加齢に伴つて生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼ普通自動車対応免許を受けた者で七十歳以上七十五歳未満のものは

4 (略)

(大型自動二輪車等の運転者の遵守事項)

第七十一条の四 (略)

2 7 (略)

曾 (罰則 第三項から第六項までについては第百十九条の四第一項第

(初心運転者標識等の表示義務)

第七十一条の五

(略)

2 らない。 府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定 車免許を受けた者で七十歳以上のものは、 める様式の標識を付けて普通自動車を運転するように努めなければな 機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、内閣 第八十四条第三項の大型自動車免許、 中型自動車免許又は普通自動 加齢に伴つて生ずる身体の

3| おそれがあるときは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前付されているものは、当該肢体不自由が自動車の運転に影響を及ぼす するように努めなければならない。 面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて普通自動車を運転 車免許を受けた者で肢体不自由であることを理由に当該免許に条件を 第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動

(罰則 一項については第百二十一条第一項第九号の三、同条第

三、同条第二項) (罰則 第 一項及び第二項については第百二十一条第一項第九号の

第七十一条の六 聴覚障害のあることを理由に当該普通自動車対応免許に条件を付され 普通自動車対応免許を受けた者で政令で定める程度の

後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転し てはならない。 ているものは、 内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び

2 (罰則 第一項については第百二十一条第一項第九号の三、同条第標識を付けて普通自動車を運転するように努めなければならない。 るところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、内閣府令で定め 該普通自動車対応免許に条件を付されているものは、 普通自動車対応免許を受けた者で肢体不自由であることを理由に当 当該肢体不自由

(交通事故の場合の措置)

第七十二条 交通事故があつたときは、当該交通事故に係る車両等の運 事故について講じた措置を報告しなければならない。 ちに最寄りの警察署(派出所又は駐在所を含む。以下次項において同 得ないときは、その他の乗務員。以下次項において同じ。)は、警察 険を防止する等必要な措置を講じなければならない。 この場合におい 転者その他の乗務員 (以下この節において「運転者等」という。) は その損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通 故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及び じ。) の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事 官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直 て、当該車両等の運転者(運転者が死亡し、又は負傷したためやむを 直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危

2 { 4 (略)

百十七条の五第一号(第一項後段については第百十九条第一項第十(罰則)第一項前段については第百十七条第一項、同条第二項、第 第二項については第百二十条第一項第十一号の二)

第七十二条の二 (略)

2 (略)

3 第五十一条第七項及び第九項から第二十一 項まで並びに第五十一条

(交通事故の場合の措置)

第七十二条 車両等の交通による人の死傷又は物の損壊 (以下「 転者(運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、そのな措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運 該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた 数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当 は当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署 転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要 措置を報告しなければならない。 該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の (派出所又は駐在所を含む。以下次項において同じ。)の警察官に当 他の乗務員。以下次項において同じ。)は、警察官が現場にいるとき 故」という。)があつたときは、当該車両等の運転者その他の乗務員 (以下この節において「運転者等」という。) は、 直ちに車両等の運

(略)

(罰則 は第百二十条第一項第十一号の二) 第一項後段については第百十九条第一項第十号 第一項前段については第百十七条、第百十七条の五第一号 第二項について

第七十二条の二 (略)

2 (略)

3 第五十一条第七項及び第九項から第二十項までの規定は、 前 項 の

|条第十五項中「運転者等又は使用者若しくは所有者(以下第五十一条||の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数」と、同えて準用する第七項の規定による当該損壊物等の所有者に対する告知 物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者」とあ 者等」と、同条第二十項中「第八項の規定による」とあるのは「第七等」と、同条第十六項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有 質するおそれがあるとき、又は第七十二条の二第三項において読み替 第八項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変 おいて読み替えて準用する第七項及び前二項」と、同条第十二項中「 該損壊物等を返還することが困難であると認められる」と、同条第十 のは「知ることができず、かつ、当該損壊物等の所有者以外の者に当 いて読み替えて準用する第七項」と、「知ることができない」とある 」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第七十二条の二第三項にお 以下この条及び第五十一条の二の二において「所有者等」という。) のは「所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者(準用する。この場合において、第五十一条第七項中「使用者」とある 所有者等」と読み替えるものとする。 るのは「第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等の 条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載 条第六項の規定により保管した車両の使用者等その他の関係者又は同 該損壊物等の所有者に対する」と、第五十一条の二の二第一項中「同 の二の二までにおいて「使用者等」という。)」とあるのは「所有者 の二の二の規定は、 十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項の規定による当 一項中「第七項から前項まで」とあるのは「第七十二条の二第三項に 前二項の規定による措置に係る損壊物等につい て

(安全運転管理者等)

の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験そのを除く。以下この条において同じ。)は、内閣府令で定める台数以上物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者を除く。以下同じ。)及び貨事業者(貨物自動車運送事業を経営する者を除く。以下同じ。)及び貨第七十四条の三 自動車の使用者(道路運送法の規定による自動車運送

」とあるのは「知ることができず、かつ、当該損壊物等の所有者以外 いう。)」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第七十二条の二第壊物等について権原を有する者 (以下この条において「所有者等」と 規定による措置に係る損壊物等について準用する。この場合におい 項中「運転者等又は使用者若しくは所有者 (以下第五十一条の三まで くは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数」と、同条第十四 それがあるとき、又は第七十二条の二第三項において読み替えて準用 読み替えて準用する第七項及び前項」と、同条第十一項中「第八項の の者に当該損壊物等を返還することが困難であると認められる」と、 三項において読み替えて準用する第七項」と、「知ることができない 所有者に対する」と読み替えるものとする。 三項において読み替えて準用する第七項の規定による当該損壊物等の 条第十九項中「第八項の規定による」とあるのは「第七十二条の二第 第十五項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、 において「使用者等」という。)」とあるのは「所有者等」と、同条 する第七項の規定による当該損壊物等の所有者に対する告知の日若し 規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するお 同条第十項中「前三項」とあるのは「第七十二条の二第三項において 同条第七項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他当該損

(安全運転管理者等)

本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府条において同じ。)は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用のの規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者を除く。以下同じ。)及び貨物利用運送事業法事業者(道路運送車両法の規定による軽自動車を使用して貨物を運送第七十四条の三 自動車の使用者(道路運送法の規定による自動車運送

を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務

2~8 (略)

(罰則 (略))

(自動車の使用者の義務等)

は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。 おいて「使用者等」という。) は、その者の業務に関し、自動車の運 第七十五条の二の二第二項において同じ。) の使用者 (安全運転管理 転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又 者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。 次項に む。)が運転すること。 条第四項の規定により当該運転免許の効力が停止されている者を含 十条第五項、 とされている自動車を当該運転免許を受けている者以外の者(第九 下この項において同じ。) でなければ運転することができないこと 証で自動車を運転することができることとされている者を含む。以 る者 (第百七条の二の規定により国際運転免許証又は外国運転免許 第百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第百三 第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けてい 自動車(重被牽引車を含む。以下この条、次条第一項及び 第百三条第一項若しくは第四項、 第百三条の二第一項

2~11 (略)

<u>-</u> ~ 七

(略)

> 安全運転管理者を選任しなければならない。 令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、

2~8 (略)

(罰則 (略))

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。 転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、 おいて「使用者等」という。) は、その者の業務に関し、自動車の 者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項に 第七十五条の二の二第二項において同じ。) の使用者 (安全運転管理 む。)が運転すること。 条第三項の規定により当該運転免許の効力が停止されている者を含 十条第四項、 下この項において同じ。) でなければ運転することができないこと る者 (第百七条の二の規定により国際運転免許証又は外国運転免許 とされている自動車を当該運転免許を受けている者以外の者(第九 証で自動車を運転することができることとされている者を含む。 以 第百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第百三 第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けてい 自動車(重被牽引車を含む。以下この条、次条第一項及び 第百三条第一項若しくは第三項、 第百三条の二第一項 又

2~11 (略)

(罰則 第一項第一号については第百十八条第一項第四号、第百二十三条 第十一項については第百十九条第一項第一項第三号、第百二十三条 第一項第五号、第百二十三条 第一項第三号、第百二十三条 第一百十七条の四第六号、第百十七条の四第六号、第百二十三条 第一項第四号については第百十九条の二第二号、第百二十三条 第一項第四号については第三十七条の四第六号、第百二十三条 第一項第四号については第三十七条の四第六号、第百二十三条 第一項第一号については第百十七条の四第五号、第百二十八号第一項第一号については第百十七条の四第五号、第百二十八号)

第七十五条の八 (略) (停車及び駐車の禁止)

2 第五十条の二、第五十一条及び第五十一条の二の二の規定は、自動 2 第五十条の二、第五十一条及び第五十一条の二の二の規定は、自動 2 第五十条の二、第五十一条及び第五十一条の二の元の規定は、自動 2

(略)

3

条の三第一項第四号(第二項については第百十九条第一項第三号)(罰則)第一項については第百十九条の二第一項第二号、第百十九

(第一種免許)

第八十五条

(略)

11 (略)

(罰則 (略))

第七十五条の八 (略) (停車及び駐車の禁止)

のは「第三項に規定する場所以外の場所」と読み替えるものとする。地、第三項に規定する場所以外の道路上の場所その他の場所」とある車両を移動することができないとき」と、同条第五項中「駐車場、空助さる場所がないとき」とあるのは「前項の政令で定める場所」と、同条第四項中「当該車両が駐車している場所からの定める場所」と、同条第四項中「当該車両が駐車している場所からのに離が五十メートルを超えない道路上の場所」とあるのは「政令での距離が五十メートルを超えない道路上の場所」とあるのは「政令での距離が五十メートルを超えない道路上の場所」とあるのは「政令での正離が五十メートルを超えない道路上の場所」とあるのは「政令での理解が通りには、回外では、自動車が前項の規定に違反して停車し、又は駐車していると認められる場合について準用する。

3 (略)

条の四第一項第四号(第二項については第百十九条第一項第三号)(罰則)第一項については第百十九条の三第一項第二号、第百十九

(第一種免許)

2~9 (略) 第八十五条 (略)

11 (略)

(罰則 (略))

(免許の欠格事由)

又は第二種免許を与えない。第八十八条が次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第一種免許

一(略)

同条第十項の規定により指定された期間を経過していない者は第七号に該当することを理由とするものを除く。)をされた日から起算して同条第九項の規定により指定された期間を経過していない者若しくは免許を保留されている者若しくは同条第九項の規定により指定された期間を経過していない者又は同条第五項の規定により指定された期間を経過していない者又は同条第五項の規定により指定された期間を経過していない者又は同条第五項の規定により指定された期間を経過していない者又は同条第一項の規定により指定された期間を経過していない者という。)をされた日から起算して同条第十項の規定により指定による免許の拒否(同項第三号又一第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否(同項第三号又

一第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し(同条第一項若しくは第四項、第百三条第二項若しくは第四項の規定により免許の対力を停止された期間。以下この号において免許の対力が停止されていた期間を除いた期間。以下この号において同たのづけされた場合にあつては、当該指定された期間から当該免許の規定による免許の取消しにあつては、同条第二項に係るものに限る。)をされた日から起算にあつては、同条第二項に係るものに限る。)をされた日から起算にあつては、同条第二項に係るものに限る。)をされた日から起算にあつては、同条第二項に係るものに限る。)をされた日から起算にあつては、同条第二項に係るものに限る。)をされた日から起算にあつては、同条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し(同条第一項若しくは同条第三項において準用する第百三条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し(同条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し(同条

条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止されている者る第百三条第四項又は第百七条の五第十項において準用する第百三四(第百七条の五第一項若しくは第二項、同条第九項において準用す

2

3

(免許の欠格事由)

又は第二種免許を与えない。第八十八条が次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第一種免許

(略)

れた期間を経過していない者若しくは免許の効力を停止されている免許を取り消された日から起算して同条第七項の規定により指定さい者若しくは免許を保留されている者又は同条第四項の規定によりら起算して同条第七項の規定により指定された期間を経過していなは第七号に該当することを理由とするものを除く。)をされた日か第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否(同項第三号又

の規定により免許の効力が停止されている者 の規定により免許の効力が停止されている者 の見により免許の対力が停止されていた期間を除いた期間)を経過していいて免許を取り消された場合にあつては、当該指定された期間からの二第一項の規定により免許の効力を停止された者が当該事案について免許を取り消された場合にあつては、当該指定された期間(第百三条年一項第四号に該当することを理由とするものを除く。)をされた第一項第四号に該当することを理由とするものを除く。)をされた第一項第四号に該当することを理由とするものを除く。)をされた第一項第四号に該当することを理由とするものを除く。)をされた第一項第四号に該当することを理由とするものを除く。)をされた第一項第四号に該当することを理由とするものを除く。)をされた第一項第四号に該当することを理由とするものを除く。)をされた第一項第四号に該当することを理由とするものを除く。)をされた第一項第四号に該当することを理由とするものを除く。)をされた第一項第四号に該当することを理由とするものを除く。)をされた第一項第四号に該当することを理由とするものを除く。)をされた第一項第四号に該当することを理由とするものを除く。)をされた

2・3 (略)

(免許の拒否等)

とができる。 。)を与えず、又は六月を超えない範囲内において免許を保留するこい、免許(仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じい、免許(仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じ次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従いない者に限る。)に対し、免許を与えなければならない。ただし、又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月を経過して又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月を経過して、第一種免許該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許該運転免許試験に合格した者(当

(略)

」という。)である者||規定する認知症(第百三条第一項第一号の二において単に「認知症||の二||介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第十六項に

二 (瞬)

二 第八項の規定による命令に違反した者

から第四号までに規定する行為を除く。)をした者規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為(次項第一号四 自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の

五 (略)

。)で次項第五号に規定する行為以外のものをした者いることにより人を死傷させる行為(以下「道路外致死傷」という六 道路以外の場所において自動車等をその本来の用い方に従つて用

七 第百二条第六項の規定による通知を受けた者

ことができる。 に該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えない 前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれか

に当 一 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をし

為をした者 (前二号のいずれかに該当する者を除く。) 三 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号又は第三号の違反行

四(自動車等の運転に関し第百十七条の違反行為をした者

(免許の拒否等)

(略)

(略)

二 第六項の規定による命令に違反した者

規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した者四、自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の

五 (略)

。)をした者(以下「道路外致死傷」といういることにより人を死傷させる行為(以下「道路外致死傷」という六(道路以外の場所において自動車等をその本来の用い方に従つて用

七 第百二条第三項の規定による通知を受けた者

こるとのとした皆 一定るとのとは刑法第二百八条の二の罪に当五 道路外致死傷で故意によるもの又は刑法第二百八条の二の罪に当

- の期間を経過した後でなければ、適用しない。あるときは、その者が第百二条の二に規定する講習を受けないで同条項及び第百八条の三の二において同じ。)の規定の適用を受ける者で(第百七条の四の二において準用する場合を含む。第百八条の二第一3 第一項ただし書の規定は、同項第四号に該当する者が第百二条の二人のもした者
- ならない。

 、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければ明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知してするときは、当該運転免許試験に合格した者に対し、あらかじめ、弁は保留しようとするとき又は第二項の規定により免許を拒否しようと4 公安委員会は、第一項ただし書の規定により免許を拒否し、若しく4

5 (略)

- えるものとする。

 「お二項」と、「第二項」とあるのは「第六項」と読み替いて、第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第一項ただし書」とあるのは「第五項」と、「同項が二項の規定による処分について、それぞれ準用する。この場合におす。第三項の規定は第五項の規定による処分について、第四項の規定は第五項の規定による処分について、第四項の規定は

8 (略)

- ができない期間を指定するものとする。い、五年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けること第五項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従号又は第七号に該当することを理由とするものを除く。)をし、又は9 公安委員会は、第一項ただし書の規定により免許の拒否(同項第三9
- | い期間を指定するものとする。 | の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、十年規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、十年規定を設置会は、第二項の規定により免許の拒否をし、又は第六項の

4| (略)

一項ただし書」とあるのは「次項」と読み替えるものとする。項」と、「同項第四号」とあるのは「前項第四号」と、第三項中「第る。この場合において、第二項中「前項ただし書」とあるのは「第四5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による処分について準用す

7 | 6 | 公安委 (略)

ができない期間を指定するものとする。い、五年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けること第四項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従号又は第七号に該当することを理由とするものを除く。)をし、又は7 公安委員会は、第一項ただし書の規定により免許の拒否 (同項第三

- とあるのは、「第十三項」と読み替えるものとする。 14 第四項の規定は、前項の規定により仮免許を拒否しようとする場合 わらず、政令で定める基準に従い、仮免許を与えないことができる。 から第二号までのいずれかに該当するときは、同項本文の規定にかか 13 公安委員会は、仮免許の運転免許試験に合格した者が第一項第一号

(免許証の携帯及び提示義務)

第九十五条 (略)

れたときは、これを提示しなければならない。から第六十七条第一項又は第二項の規定による免許証の提示を求めら2.免許を受けた者は、自動車等を運転している場合において、警察官

(罰則 (略))

(受験資格)

第九十六条 (略)

2~5 (略)

する第百三条第四項の規定により当該免許の効力が停止されている者条の二第一項、第百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用る者には、第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項、第百三6 第二項から第四項まで及び前項各号に規定する免許を現に受けてい

- とあるのは、「第十項」と読み替えるものとする。 について準用する。この場合において、第三項中「第一項ただし書」11 第三項の規定は、前項の規定により仮免許を拒否しようとする場合

(免許証の携帯及び提示義務

第九十五条 (略)

、これを提示しなければならない。から第六十七条第一項の規定による免許証の提示を求められたときは2.免許を受けた者は、自動車等を運転している場合において、警察官

(罰則 (略))

(受験資格)

2~5 (略) 第九十六条 (略)

する第百三条第三項の規定により当該免許の効力が停止されている者条の二第一項、第百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用る者には、第九十条第四項、第百三条第一項若しくは第三項、第百三6 第二項から第四項まで及び前項各号に規定する免許を現に受けてい

及びこれに準ずるものとして政令で定める者を含まないものとする。

(運転免許試験の免除)

れ当該各号に定める運転免許試験を免除する。 第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞ

一・二 (略)

イ 第八十九条第一項の現主こよりも午ョ 青 を受けなかつた者(政学で定める者を除く。)で、その者の免許が第百五条の規定により受けたもの その者が受けていた免許に係る運転免許試験(前条り受けたもの その者が受けていた免許に係る運転免許試験を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して二年を経過しないもの(第百八条の二第一項第十一号及び第十二日)を経過しないもの(第百八条の二第一項第十一号及び第十二二月)を経過しないもの(第百八条の二第一項第十一号及び第十二二十月)を経過しないもの(第百八条の第十項第十一号及び第十二十月)を経過しないもの(第百八条の別間内に運転免許試験を受けるかるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けるので定める者を除く。)で、その者の免許が第百五条の規定により令で定める者を除く。)で、その者の免許が第百五条の規定により令で定める者を除く。)で、その者の免許が第百五条の規定により令で定める者を除く。)で、その者の免許が第百五条の規定により令で定める者を除く。)で、その者の免許が第百五条の規定により

る年齢が七十五歳以上の者(公安委員会が内閣府令で定めるとこ)第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日におけ)

及びこれに準ずるものとして政令で定める者を含まないものとする。

まれた 第四項若しくは第百三条第一項若しくは第三項の規定による免許の 第四項若しくは第百三条第一項を受けた後免許(仮免許を除く。)を受け ない。ただし、当該処分を受けた後免許(仮免許を除く。)を受け をするものは、過去一年以内に第百八条の二第一項第二号に掲げる講 第七号、第百三条第一項第一号から第四号まで又は第百七条の五第一 第七号、第百三条第一項第一号から第四号まで又は第百七条の五第一 東京、第百三条第三項の規定による六月を超える期間の自動車等の運 取消し又は第百七条の五第一項の規定だしくは同条第八項において準 取消しては第三項の規定による免許の 第二号がら第四号まで又は第三号まで若しくは を受けた者を除く。)を終了した者でなければな ない。ただし、当該処分を受けた後免許(仮免許を除く。)を受け を受けた者(第九十条第一項者しくは第三項の規定による免許の 第九十六条の三 第九十条第一項左だし書の規定による免許の拒否、同

れ当該各号に定める運転免許試験を免除する。 第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞ (運転免許試験の免除)

一・二 (略)

一号に掲げる事項についてのものを除く。)
中号に掲げる事項についてのものを除く。)
中号に掲げる事項についてのものを除く。)

査(以下「認知機能検査」という。)及び当該認知機能検査の結在の他の認知機能(以下単に「認知機能」という。)に関する検ろにより行う介護保険法第八条第十六項に規定する記憶機能及び

二第一項第十二号に掲げる講習 る年齢が七十歳以上の者 (イに掲げる者を除く。) 第百八条の口 第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日におけ

第二項の規定による講習掲げる講習又は国家公安委員会規則で定める基準に適合する同条八のイ及び口に掲げる者以外の者の第百八条の二第一項第十一号に

四 (略)

とができる。
に支障がないことを確認した上で、運転免許試験の一部を免除するこにより、その者が受けようとする免許に係る自動車等を運転することにより、その者が受けようとする免許に係る自動車等を運転するところの免許を有する者であるときは、公安委員会は、政令で定めるところの免許を有する者であるときは、公安委員会は、政令で定めるところにより、そがを有いのではが、免許を受けようとする者が自動車等の運2 前項に定めるもののほか、免許を受けようとする者が自動車等の運

3 (略)

(技能検定員)

第九十九条の二 (略)

2・3 (略)

員資格者証を交付する。4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定

一 (略)

一 次のいずれにも該当しない者

イ・ロ (略)

して三年を経過していない者の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算へ「第百十七条の四第四号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、そ

の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ条第一項の罪又はこの法律に規定する罪 (第百十七条の四第四号二 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二若しくは第二百十一

の規定による講習 講習又は国家公安委員会規則で定める基準に適合する同条第二項口 イに掲げる者以外の者 第百八条の二第一項第十一号に掲げる

(略)

試験の一部を免除することができる。自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、運転免許は、政令で定めるところにより、その者が受けようとする免許に係る転に関する外国の行政庁の免許を有する者であるときは、公安委員会2 前項に定めるもののほか、免許を受けようとする者が自動車等の運

3 (略)

(技能検定員)

第九十九条の二 (略)

2 · 3 (略)

員資格者証を交付する。4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定

一 (略)

二 次のいずれにも該当しない者

イ・ロ (略)

して三年を経過していない者の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算八(第百十七条の四第八号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、そ

の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ条第一項の罪又はこの法律に規定する罪 (第百十七条の四第八号二)自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二若しくは第二百十一

過していない者り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経り、

ホ (略)

5・6 (略)

(更新を受けようとする者の義務)

限りでない。 免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所地を第百一条の三 免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所地をによる公安委員会(前条第一項の場合にあつては、当該申請をする日。次条第一項及び第二項、第百二条第二項並びは、当該申請をする日。次条第一項及び第二項、第百二条第二項並びは、当該申請をする日。次条第一項及び第二項、第百二条第一項及び第二項目的。)が行う第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を管轄する公安委員会(前条第一項の場合にあつては、その者の住所地を管轄する公安委員会(前条第一項の場合にあつては、その者の住所地を第百一条の三 免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所地を

2 (略)

(七十歳以上の者の特例)

3 公安委員会は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項

過していない者り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経

5・6 (略)

(更新を受けようとする者の義務)

第百一条の三 免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所地を第百一条の三 免許証の更新を受けようとする者にあつては、当該申がならない。ただし、更新期間が満了する日(第百一条の二第一項において同様定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申がはらない。ただし、更新期間が満了する日(第百一条の二第一項のはならない。ただし、更新期間が満了する日(第百一条の二第一項のはならない。

2 (略)

(七十歳以上の者の特例)

は1。 第百一条の四 免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日前三月第日一条の四 免許証の更新を受けていなければならない。ただし、当日における年齢が七十歳以上のものは、更新期間が満了する日前三月第百一条の四 免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する

を記載した書面を送付するものとする。

- 及び場所その他当該講習に係る事務の円滑な実施を図るため必要な 受けていなければならない旨、当該講習を受けることができる日時 きは更新期間が満了する日前六月以内に第一項の規定により講習を 七十歳以上七十五歳未満のもの(免許証の更新を受けようとすると 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が
- る事務の円滑な実施を図るため必要な事項 査を受けることができる日時及び場所その他当該認知機能検査に係 ようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に前項の規定に 七十五歳以上のもの 前号に定める事項並びに免許証の更新を受け、免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が より認知機能検査を受けていなければならない旨、当該認知機能検

(臨時適性検査)

第百二条 第一項第一号の二に該当する者であるかどうかにつき、 あるときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に同表の上欄 ぞれ同表の下欄に掲げる日)から当該免許申請書を提出した日の前日 後に次の表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたときは、それ 者」という。) が第八十九条第一項の免許申請書を提出した場合にお 閣府令で定める基準に該当するもの (以下この条において「基準該当 査を行うものとする。 に掲げる場合に該当することとなつたときを除き、その者が第九十条 る行為 (以下この条において「基準行為」という。) をしていた者で のうち認知機能が低下した場合に行われやすいものとして政令で定め に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為 までの間に、自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律の規定 いて、その者が当該免許申請書を提出した日の一年前の日(その日以 知機能検査を受けた者で当該認知機能検査の結果が認知機能に関し内 公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号の規定により認 臨時に適性検

性検査 (第四項の規定によるものにあつては その者が第百三条第一項第一号の二に該当

この条 (第五項を除く。)の規定による適

当該適性検査を 受けた日の翌日

(臨時適性検査)

第百二条

ととなったかどうかばつたときを受けた日 関連することとなった 関連することとなった での間に、基準行 での間に、基準行 での間に、基準行 を受けた日の でのたときを受けた日の でのたときを受けた日の でのたときを受けた日の でのたときを受けた日のとまる。	2 公安委員会は、前条第二項の規定により認知機能検査を受けた日の	
当該認知機能検	三 認知機能検査を受け、基準該当者に該当したものに限る。)を提出したどうかを診断したものに限る。)を提出したとき。 とき。 とき。	

3| 検査を行うものとする。 免許証の更新の申請をした場合において、当該更新申請書を提出し、項の更新申請書を提出し、若しくは第百一条の二第一項の規定による。 受けた場合において、当該免許を受けた日以後に基準行為をしたとき 検査を受けた者で基準該当者であるもの(第一項に規定する者に該当 若しくは当該免許証の更新の申請をした日以後に基準行為をしたとき あるもの(前項に規定する者に該当する者を除く。 又は前条第二項の規定により認知機能検査を受けた者で基準該当者で する者を除く。 項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、 公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号の規定により認知機能 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、 が第八十九条第一項の免許申請書を提出して免許を 若しくは第百一条の二第一項の規定による かにつき、臨時に適性その者が第百三条第)が第百一条第一

その者が当該認知機能検査を受けた日以後に第一項の表の上欄に

掲げる場合に該当することとなつたとき。

- の申請をしたとき。 請書を提出し、又は第百一条の二第一項の規定による免許証の更新二 その者が当該基準行為をした日以後に、第百一条第一項の更新申
- 、臨時に適性検査を行うことができる。認めるときは、政令で定めるところにより、免許を受けた者についてける危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると5 第一項から前項までに定めるもののほか、公安委員会は、道路にお
- 事項を当該適性検査に係る者に通知しなければならない。 とするときは、あらかじめ、適性検査を行う期日、場所その他必要な6 公安委員会は、第一項から前項までの規定により適性検査を行おう
- 出した場合は、この限りでない。知された期日までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提ら第四項までの規定による適性検査に係る通知を受けた者が、当該通場所に出頭して適性検査を受けなければならない。ただし、第一項か 前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された

(免許の取消し、停止等)

定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定力を停止することができる。ただし、第五号に該当する者が前条の規免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の第百三条 免許(仮免許を除く。以下第百六条までにおいて同じ。)を

た者につき、臨時に適性検査を行うことができる。う理由があるときは、当該運転免許試験に合格した者又は免許を受け第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたと疑若しくは第二号に該当する者であり、又は免許を受けた者が第百三条公安委員会は、運転免許試験に合格した者が第九十条第一項第一号

- 査を行うことができる。 政令で定めるところにより、免許を受けた者について、臨時に適性検し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、2 前項に定めるもののほか、公安委員会は、道路における危険を防止2
- 性検査に係る者に通知しなければならない。 、あらかじめ、適性検査を行う期日、場所その他必要な事項を当該適3 公安委員会は、前二項の規定により適性検査を行おうとするときは
- 場所に出頭して適性検査を受けなければならない。(4)前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された

査について必要な事項は、内閣府令で定める。
「前各項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による適性検

(免許の取消し、停止等)

定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定力を停止することができる。ただし、第五号に該当する者が前条の規免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その第百三条 免許(仮免許を除く。以下第百六条までにおいて同じ。)を

ができない する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、すること

<u>თ</u> — 認知症であることが判明したとき。

<u>-</u> <u>÷</u> (略)

第六項の規定による命令に違反したとき

五 規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき(次項第一号 から第四号までのいずれかに該当する場合を除く。)。 自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の

(略)

道路外致死傷をしたとき(次項第五号に該当する場合を除く)。

(略)

2| その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すこ とができる。 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたとき その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時における

為で故意によるものをしたとき。 自動車等の運転により人を死傷させ、 又は建造物を損壊させる行

たとき 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をし

為をしたとき(前二号のいずれかに該当する場合を除く。 自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号又は第三号の違反行

自動車等の運転に関し第百十七条の違反行為をしたとき。

五 たるものをしたとき。 道路外致死傷で故意によるもの又は刑法第二百八条の二の罪に当

3

所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に り免許を取り消そうとする場合において、当該処分に係る者がその住 たときは、その期間)以上停止しようとする場合又は前項の規定によ の効力を九十日 (公安委員会が九十日を超えない範囲内で期間を定め 係る事案に関する第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞を終了してい る場合を除き、 公安委員会は、 速やかに現にその者の住所地を管轄する公安委員会に 第一項の規定により免許を取り消し、 若しくは免許

> する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、すること ができない。

(略)

の二 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第八条第十六項に 規定する認知症であることが判明したとき。

二·三 (略)

第五項の規定による命令に違反したとき。

規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。 自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の

八七六 道路外致死傷をしたとき。 (略)

(略)

2 終了している場合を除き、速やかに現にその者の住所地を管轄する公当該処分に係る事案に関する第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞を 安委員会に内閣府令で定める処分移送通知書を送付しなければならな 者がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、 は、その期間)以上停止しようとする場合において、当該処分に係る を九十日(公安委員会が九十日を超えない範囲内で期間を定めたとき 公安委員会は、前項の規定により免許を取り消し、 又は免許の効力

す医師の診断書を提出すべき旨を命ずることができる。 、又は公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たに対し、公安委員会が指定する期日及び場所において適性検査を受け場合において、必要があると認めるときは、当該処分の際に、その者ことを理由として同項又は第四項の規定により免許の効力を停止する6 公安委員会は、第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する

基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が同項又は第四項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める8 公安委員会は、第二項各号のいずれかに該当することを理由として

た公安委員会は、速やかに当該処分をした旨をその者の住所地を管轄安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分をし許の効力の停止を受けた時におけるその者の住所が当該処分をした公9 第一項、第二項又は第四項の規定により免許を取り消され、又は免免許を受けることができない期間を指定するものとする。

| | [

り消し、又は免許の効力を停止することができないものとする。 は、同項の規定にかかわらず、当該事案について、その者の免許を取し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の効力を停し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の効力を停め者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限の者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限の者が高条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、そ第五号に該当する場合(同項公安委員会は、

___又は免許の効力を停止しようとする場合について準用する。4 第二項の規定は、公安委員会が前項の規定により免許を取り消し、

す医師の診断書を提出すべき旨を命ずることができる。 、又は公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たに対し、公安委員会が指定する期日及び場所において適性検査を受け場合において、必要があると認めるときは、当該処分の際に、その者ことを理由として同項又は第三項の規定により免許の効力を停止する5 公安委員会は、第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する

とする。 とする。 とする。 とする。 とうできない期間を指定するもの該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものきは、政令で定める基準に従い、一年以上五年を超えない範囲内で当ることを理由として同項又は第三項の規定により免許を取り消したと6 公安委員会は、第一項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当す

員会は、速やかに当該処分をした旨をその者の住所地を管轄する公安以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分をした公安委の停止を受けた時におけるその者の住所が当該処分をした公安委員会7 第一項又は第三項の規定により免許を取り消され、又は免許の効力

7、公子を見なれ、話・見れば問題)見でしてる公安委員会に通知しなければならない。

止の期間を短縮することができる。を終了したときは、政令で定める範囲内で、その者の免許の効力の停ものを除く。)を受けた者が第百八条の二第一項第三号に掲げる講習第一項第一号から第四号までのいずれかに該当することを理由とする(1) 公安委員会は、第一項又は第四項の規定による免許の効力の停止(

(免許の効力の仮停止)

(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。た日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止た場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こしれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こし第百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいず

一 (略)

して人を死亡させ、又は傷つけたとき。は第百十八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こ二(第百十七条の二第一号若しくは第三号、第百十七条の四第二号又

をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。で、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為一号若しくは第二号又は第百十九条第一項第一号から第二号の二ま三 第百十七条の二の二第一号若しくは第五号、第百十八条第一項第

2~4 (略)

- 受けた仮停止通知書及び免許証を送付しなければならない。)の規定により処分移送通知書を送付するときは、併せて当該送付を事案について前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。5 前項の仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会は、当該
- りをよう。 条第一項、第二項又は第四項の規定による処分をしたときは、その効条第一項、第二項又は第四項の規定による処分をしたときは、その効送付を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について前6 仮停止は、第四項又は前項の規定により仮停止通知書及び免許証の
- 、当該免許の効力の停止の期間に通算する。により免許の効力の停止を受けたときは、仮停止をされていた期間は7.仮停止を受けた者が当該事案について前条第一項又は第四項の規定

委員会に通知しなければならない。

止の期間を短縮することができる。を終了したときは、政令で定める範囲内で、その者の免許の効力の停ものを除く。)を受けた者が第百八条の二第一項第三号に掲げる講習第一項第一号から第四号までのいずれかに該当することを理由とする8 公安委員会は、第一項又は第三項の規定による免許の効力の停止(

(免許の効力の仮停止)

(以下この条において「仮停止」という。)をすることができる。た日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止た場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こしれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こし第百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいず

(略)

- 起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。 号又は第百十八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を二 第百十七条の二第一号若しくは第一号の二、第百十七条の四第二
- 、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし若しくは第二号又は第百十九条第一項第一号から第二号の二まで、三 第百十七条の四第三号若しくは第四号、第百十八条第一項第一号起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

2~4 (略)

- 受けた仮停止通知書及び免許証を送付しなければならない。)の規定により処分移送通知書を送付するときは、併せて当該送付を事案について前条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。5.前項の仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会は、当該
- 。条第一項又は第三項の規定による処分をしたときは、その効力を失う、条第一項又は第三項の規定による処分をしたときは、その効力を失う、送付を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について前6(仮停止は、第四項又は前項の規定により仮停止通知書及び免許証の
- 、当該免許の効力の停止の期間に通算する。により免許の効力の停止を受けたときは、仮停止をされていた期間は7.仮停止を受けた者が当該事案について前条第一項又は第三項の規定

〔罰則 (略))

(意見の聴取)

2・3 (略)

2・3 (略)

2・3 (略)

(略)

「に係るものに限る。)をすることができる。 「でいるものに限る。」又は同条第二項若しくは第四項の規一項第五号に係るものに限る。)又は同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し若しくは効力の停止(同条第一項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで第百三条第一項若同項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで第百三条第一項若同項の通知をすることができず、かつ、同項後段の規定による公示第一項の通知をすることができず、かつ、同項後段の規定による公示第一項の通知をすることができず、かつ、同項後段の規定による公示第一項の通知をすることができず、かつ、同項後段の規定による公示第一項の通知をすることができる。

(略)

5

(聴聞の特例)

。 陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならなり係る場合を除く。) は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見免許の効力を九十日以上停止しようとするとき (同条第一項第五号に第百四条の二 公安委員会は、第百三条第一項又は第四項の規定により

(罰則 (略))

(意見の聴取)

2・3 (略)

号に係るものに限る。)をすることができる。 は第三項の規定による免許の取消し又は効力の停止(同条第一項第五同項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで第百三条第一項又をした日から三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、第一項の通知をすることができず、かつ、同項後段の規定による公示第一項の通知をすることができず、かつ、同項後段の規定による公示(工工のの通知をすることができず、かの、同項後段の規定による公司を対象の通知をすることができず、かの、同項後段の規定による公司を対象の通知をする。

5 (略)

(聴聞の特例)

。陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない係る場合を除く。) は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見免許の効力を九十日以上停止しようとするとき (同条第一項第五号に第百四条の二 公安委員会は、第百三条第一項又は第三項の規定により

3~5 (略)

(臨時適性検査に係る取消し等)

2 (略) 第百二条第六項の規定による通知を受けた者(免許の別のののののではいるを受けた者に限る。)が同条第七項の規定に違反して当該通知に係るの目の条のではないが同条第七項の規定に違反して当該通知に係るの当の条のでのではないと認めるときは、同項の通知された期日におけるを受けた者に限る。)が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る第百四条の二の三 第百二条第六項の規定による通知を受けた者(免許

3 きは、第百四条の二の三第一項」と、「停止することができるものと の期間を経過した後に限る。) には、同項」とあるのは「第百二条第 ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条 かに該当する場合 (同項第五号に該当する者が前条の規定の適用を受 は聴聞」とあるのは「聴聞」と、同条第四項中「第一項各号のいずれ。この場合において、同条第三項中「第百四条第一項の意見の聴取又 第五項において同じ。) 以上停止しようとする場合について準用する えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間。 免許を取り消し、又は免許の効力を九十日(公安委員会が九十日を超 条第九項中「第一項、 きるものとし」と、「第一項又は第二項」とあるのは「同項」と、同 許を取り消すことができるものとし」とあるのは「停止することがで 七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めると 第百三条第三項、 その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免 第四項及び第九項の規定は、第一項の規定により 第二項又は第四項」とあるのは「第百四条の一

公示しなければならない。 第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所をあ、職を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法定による免許の取消し(同条第一項第五号に係るものを除く。)に係2 公安委員会は、前項の聴聞又は第百三条第一項若しくは第三項の規

3~5 (略)

いことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。を許の効力を停止することができる。ただし、当該適性検査を受けなその者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、を受けた者に限る。)が同条第四項の規定に違反して当該通知に係る第百四条の二の三(第百二条第三項の規定による通知を受けた者(免許(臨時適性検査に係る取消し等)

(略)

3 2

用する第三項」と読み替えるものとする。 用する第三項」と読み替えるものとする。 用する第三項」と読み替えるものとする。 第百四条の二の三第一項」と、同条第七項中「第一項又は第三の期間を経過した後に限る。)には、同項」とあるのは「第百二条第の期間を経過した後に限る。)には、同項」とあるのは「第百二条第の期間を経過した後に限る。)には、同項」とあるのは「第百二条第の期間を経過した後に限る。)には、同項」とあるのは「第百二条第の期間を経過した後に限る。)には、同項」とあるのは「第百二条第の期間を経過した後に限る。)には、同項」とあるのは「第百二条第の期間をとあるのは「第百二条第二項の規定によりとする場合について準用する第三項」と読み替えるものとする。

の三第一項又は同条第三項において準用する第四項」と読み替えるも

- 4 り免許の効力を停止した場合について準用する。 第二項の規定は、 前項において準用する第百三条第四項の規定によ
- 5 規定又は第三項において準用する第百三条第四項の規定により免許を第百四条の二(第五項を除く。)の規定は、公安委員会が第一項の 取り消し、又は免許の効力を九十日以上停止しようとする場合につい て準用する。
- 6 の意見の聴取又は聴聞」とあるのは、「聴聞」と読み替えるものとす ついて準用する。この場合において、同条第三項中「第百四条第一項 定により免許を取り消し、又は免許の効力を停止しようとする場合に 第百三条第三項の規定は、第三項において準用する同条第四項の規

第百四条の三 第百三条第一項、第二項若しくは第四項(免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等) 面を交付して行うものとする。 係る者に対し当該取消し又は効力の停止の内容及び理由を記載した書 止は、内閣府令で定めるところにより、当該取消し又は効力の停止に の二第一項、第二項若しくは第四項、前条第一項又は同条第三項にお いて準用する第百三条第四項の規定による免許の取消し又は効力の停 第百三条第一項、第二項若しくは第四項、 第百四条の二

(国家公安委員会への報告)

項ただし書、第二項、第五項、 同条第二項の規定による免許証の再交付をし、第百一条第五項若しく若しくはこれを変更し、第九十四条第一項の規定による届出を受け、 七項、第八項若しくは第十項、 二項、第九十七条の三第三項、 は第百一条の二第三項の規定により免許証の更新をし、第九十条第一 三項の規定により免許を与え、第九十一条の規定により条件を付し、 くは第四項、 公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第百四条の四第 第百四条の二の三第一項、同条第三項において準用する 第百四条の二の二第一項、第二項若し 第六項、第九項、 第百三条第一項、 第二項、第四項、第

- 4 り免許の効力を停止した場合について準用する。 第二項の規定は、前項において準用する第百三条第三項の規定によ
- 取り消し、又は免許の効力を九十日以上停止しようとする場合につい 規定又は第三項において準用する第百三条第三項の規定により免許を て準用する。 第百四条の二 (第五項を除く。)の規定は、公安委員会が第一項

5

6 ついて準用する。この場合において、同条第二項中「第百四条第一項 ಠ್ಠ の意見の聴取又は聴聞」とあるのは、「聴聞」と読み替えるものとす 定により免許を取り消し、又は免許の効力を停止しようとする場合に 第百三条第二項の規定は、第三項において準用する同条第三項の規

(免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等)

第百四条の三 第百三条第一項若しくは第三項、第百四条の二の二第一 する第百三条第三項の規定による免許の取消し又は効力の停止は、内項、第二項若しくは第四項、前条第一項又は同条第三項において準用 して行うものとする。 対し当該取消し又は効力の停止の内容及び理由を記載した書面を交付 閣府令で定めるところにより、当該取消し又は効力の停止に係る者に

2 9

(国家公安委員会への報告)

第百六条 公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第百四条の四 二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項、同条第 項ただし書、第四項、第七項若しくは第九項、第九十七条の三第三項 同条第二項の規定による免許証の再交付をし、第百一条第五項若しく 三項において準用する第百三条第三項若しくは第百四条の四第二項の は第百一条の二第三項の規定により免許証の更新をし、第九十条第一 若しくはこれを変更し、第九十四条第一項の規定による届出を受け、 三項の規定により免許を与え、第九十一条の規定により条件を付し、 第百三条第一項、第三項、第六項若しくは第八項、第百四条の二の

(仮免許の取消し)

、その者の仮免許を取り消すことができる。 るその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従いきは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけ八号を除く。) 又は第二項各号のいずれかに該当することとなつたと第百六条の二 仮免許を受けた者が第百三条第一項各号(第四号及び第

ついてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 許を取り消すことができる。ただし、当該適性検査を受けないことに地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の仮免地る。)が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受2 第百二条第六項の規定による通知を受けた者(仮免許を受けた者に

(免許証の返納等)

第百七条 (略)

2 (略)

「頃、第百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第百三3)免許を受けた者は、第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四

(仮免許の取消し)

ついてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。 許を取り消すことができる。ただし、当該適性検査を受けないことに地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の仮免収る。)が同条第四項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受2 第百二条第三項の規定による通知を受けた者(仮免許を受けた者に

(免許証の返納等)

第百七条 (略)

2 (略

項、第百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第百三3 免許を受けた者は、第九十条第四項、第百三条第一項若しくは第三

No. 許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならな条第四項の規定により免許の効力が停止されたときは、速やかに、免

4 (略)

(罰則 (略))

)(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等の運転(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等の運転)

第百七条の二 規定による再入国の許可若しくは同法第六十一条の二の十二第一項の登録を受けている者が出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の又は外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)第四条第一項の 証(日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付され のに限る。)の行政庁若しくは権限のある機関の免許に係る運転免許 られる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるも その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認め 等の運転に関する本邦の域外にある国若しくは地域(国際運転免許証もの(以下この条において「国際運転免許証」という。)又は自動車 く。) で条約附属書九若しくは条約附属書十に定める様式に合致した 四条第一項の運転免許証(第百七条の七第一項の国外運転免許証を除 等を運転することができる。 ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客 許証等」という。) で運転することができることとされている自動車 規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から 基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法(昭和二十 上陸(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民 ているものに限る。以下この条において「外国運転免許証」という。 を発給していない国又は地域であつて、道路における危険を防止し、 三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を 六年政令第三百十九号)第六十条第一項の規定による出国の確認を、 に該当する者を除く。)は、第六十四条の規定にかかわらず、本邦に)を所持する者(第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれか 第百十七条の四第二号において同じ。) をした日から起算して ・ 当該国際運転免許証又は外国運転免許証 (以下「国際運転免 道路交通に関する条約(以下「条約」という。)第二十

い。許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならな条第三項の規定により免許の効力が停止されたときは、速やかに、免

4 (略)

(罰則 (略))

国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等の!

運

第百七条の二 道路交通に関する条約(以下「条約」という。) 年間、 は外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)第四条第一項の登年政令第三百十九号)第六十条第一項の規定による出国の確認を、又 定による再入国の許可若しくは同法第六十一条の二の十二第一項の規録を受けている者が出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規 該当する者を除く。)は、第六十四条の規定にかかわらず、本邦に上 く。) で条約附属書九若しくは条約附属書十に定める様式に合致した 四条第一項の運転免許証(第百七条の七第一項の国外運転免許証を除 運送する目的で、 を運転することができる。 ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を 証等」という。) で運転することができることとされている自動車等 く。第百十七条の四第二号において同じ。) をした日から起算してー 月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除 定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三 本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六 陸(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基 を所持する者 (第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに いるものに限る。以下この条において「外国運転免許証」という。 (日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付され として政令で定めるものに限る。) の行政庁の免許に係る運転免許証 が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国 等の運転に関する外国(国際運転免許証を発給していない国であつて もの (以下この条において「国際運転免許証」という。) 又は自動車 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我 当該国際運転免許証又は外国運転免許証 (以下「国際運転免許 旅客自動車を運転し若しくは牽引自動車によつて旅 て

普通自動車を運転する場合は、この限りでない。旅客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転する場合、又は代行運転を運送する目的で、旅客自動車を運転し若しくは牽引自動車によつて

(自動車等の運転禁止等)

(瞬)

- いずれかに該当する場合を除く。)。 規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき (次項各号の二) 自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の
- 1 国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することに対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することとは、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することとなった時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定めととなったときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなる。 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当するこ
- 為で故意によるものをしたとき。 人は建造物を損壊させる行 自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行
- たとき。 一 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をし
- る同条第四項の規定による自動車等の運転の禁止を受けた者について3 第百三条第十項の規定は、第一項の規定又は第九項において準用す四 自動車等の運転に関し第百十七条の違反行為をしたとき。

通自動車を運転する場合は、この限りでない。客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転する場合、又は代行運転普

(自動車等の運転禁止等)

同条の期間を経過した後でなければ、することができない。 さいできる。 ただし、第二号に該当する者が前条において準用する第百二条の二に規定する講習を受けないで さいできる。 ただし、第二号に該当する者が前条において準用する第 とができる。 ただし、第二号に該当する者が前条において準用する第 さいできる。 ただし、第二号に該当する者が前条において準用する第 さいできる。 ただし、第二号に該当する者が前条において準用する第 とができる。 ただし、第二号に該当する者が前条において準用する第 音が前条において準用する第 とができる。 ただし、第二号に該当する者が前条において準用する第一号の計算を受ける者があるときは、 その者が当該各号のいずれかに該当するとなった。 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに 第百七条の五 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに

(略)

規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。二(自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の

第百三条第三項の規定による自動車等の運転の禁止を受けた者につい2 第百三条第八項の規定は、前項の規定又は第八項において準用する

と読み替えるものとする。停止の期間」とあるのは、「その者の自動車等の運転の禁止の期間」準用する。この場合において、同条第十項中「その者の免許の効力の

- 4 び第九項において準用する第百三条第三項の処分移送通知書 (第一項項の規定により自動車等の運転を九十日以上禁止しようとする場合及) のとする。 各号 (第五号を除く。) に係るものに限る。) 若しくは同条第二項若 許の取消し(同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るもの 項の規定による免許の取消し若しくは効力の停止(同条第一項第五号 この場合において、第百四条第四項中「第百三条第一項若しくは第四 第一号に係るものに限る。) の送付を受けた場合について準用する。 いて、第百四条の二の規定は公安委員会が第一項第一号に該当して同 第二号及び第二項各号に係るものに限る。) の送付を受けた場合につ 場合を含む。以下この項において同じ。)の処分移送通知書(第一項 |九項||において準用する第百三条第三項 (同条第五項において準用する 日を超えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その のに限る。 しくは第四項の規定による免許の取消し (同条第二項第五号に係るも 百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の取消し(同条第一項 のに限る。)をする」と、第百四条の二第二項中「前項の聴聞又は第 等の運転の禁止(第百七条の五第一項第二号及び第二項各号に係るも 又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車 に係るものに限る。) 又は同条第二項若しくは第四項の規定による免 してこれらの規定により自動車等の運転を九十日(公安委員会が九十一第百四条の規定は公安委員会が第一項第二号又は第二項各号に該当 に限る。)をする」とあるのは「第百七条の五第一項若しくは第二項 以下この項において同じ。) 以上禁止しようとする場合及び第)に係る聴聞」とあるのは「前項の聴聞」と読み替えるも 3
- 者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。車等の運転を禁止されたときは、速やかに、国際運転免許証等をそのより、又は第九項において準用する第百三条第四項の規定により自動5 国際運転免許証等を所持する者は、第一項若しくは第二項の規定に
- 第十項において準用する第百三条の二第四項若しくは第五項の規定に6 前項の規定により国際運転免許証等の提出を受けた公安委員会又は

」と読み替えるものとする。の停止の期間」とあるのは、「その者の自動車等の運転の禁止の期間て準用する。この場合において、同条第八項中「その者の免許の効力

又は第百三条第一項若しくは第三項の規定による免許の取消し(同条係るものに限る。)をする」と、第百四条の二第二項中「前項の聴聞 の停止 (同条第一項第五号に係るものに限る。) をする」とあるのは項中「第百三条第一項又は第三項の規定による免許の取消し又は効力 聴聞」と読み替えるものとする。 第一項第五号に係るものを除く。 項の規定による自動車等の運転の禁止(第百七条の五第一項第二号に 「第百七条の五第一項又は同条第八項において準用する第百三条第三 付を受けた場合について準用する。この場合において、第百四条第四 九十日以上禁止しようとする場合及び第八項において準用する第百三 により自動車等の運転を九十日(公安委員会が九十日を超えない範囲 条第二項の処分移送通知書(第一項第一号に係るものに限る。)の送 委員会が第一項第一号に該当して同項の規定により自動車等の運転を に限る。) の送付を受けた場合について、第百四条の二の規定は公安 この項において同じ。) の処分移送通知書 (第一項第二号に係るもの する第百三条第二項 (同条第四項において準用する場合を含む。以下 において同じ。) 以上禁止しようとする場合及び第八項において準用 内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間。 第百四条の規定は公安委員会が第一項第二号に該当して同項の規定)に係る聴聞」とあるのは「前項の 以下この項

- 轄する公安委員会に提出しなければならない。 止されたときは、速やかに、国際運転免許証等をその者の住所地を管項において準用する第百三条第三項の規定により自動車等の運転を禁4 国際運転免許証等を所持する者は、第一項の規定により、又は第八
- 第九項において準用する第百三条の二第四項若しくは第五項の規定に5 前項の規定により国際運転免許証等の提出を受けた公安委員会又は

是出しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する場分の期間中に本邦から出国した後に再び本邦に上陸したときは、速処分の期間中に本邦から出国した後に再び本邦に上陸したときは、速三条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止された者は、当該する第百三条第四項の規定により、又は第十項において準用する第百、第一項若しくは第二項の規定により、若しくは第九項において準用、

れかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができる」と の効力を停止することができるものとし、その者が第二項各号のいず許を取り消し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許 した後に限る。)には、同項の政令で定める基準に従い、その者の免ときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過 場合 (同項第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者である 二項の規定により自動車等の運転を禁止する場合について準用する。 ずれかに該当するものであるときは、同項の政令で定める基準に従い えない範囲内で期間を定めて、その者が第百七条の五第二項各号のい 経過した後に限る。)は、同項の政令で定める基準に従い、五年を超 る前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が第百七条の四 るとき (同項第二号に該当する者が第百七条の四の二において準用す あるのは、「第百七条の五第一項各号のいずれかに該当するものであ この場合において、同条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する の二において準用する前条に規定する講習を受けないで同条の期間を 三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めて、 第百三条第三項から第五項まで及び第九項の規定は、 その者に対し、 第一項又は第

該国際運転免許証等を返還しなければならない。早い時においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当が満了する時又は当該処分に係る者が本邦から出国する時のいずれかより国際運転免許証等の送付を受けた公安委員会は、当該処分の期間

ならない。前項の規定は、この場合について準用する。転免許証等をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければ本邦から出国した後に再び本邦に上陸したときは、速やかに、国際運の規定により自動車等の運転を禁止された者は、当該処分の期間中に三項の規定により、又は第九項において準用する第百三条の二第一項第一項の規定により、若しくは第八項において準用する第百三条第

6

証等に当該処分に係る事項を記載しなければならない。、内閣府令で定めるところにより、当該処分に係る者の国際運転免許において準用する第百三条第八項の規定により期間を短縮したときはる第百三条第三項の規定により自動車等の運転を禁止し、又は第二項公安委員会は、第一項の規定により、若しくは次項において準用す

8 る 、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができ 止することができる」とあるのは、「第百七条の五第一項各号のいず る。) には、同項の政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消 第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、そ により自動車等の運転を禁止する場合について準用する。 この場合に る基準に従い、五年を超えない範囲内で期間を定めて、その者に対し 受けないで同条の期間を経過した後に限る。)は、同項の政令で定め の四の二において準用する前条の規定の適用を受ける者であるときは れかに該当するものであるとき(同項第二号に該当する者が第百七条 し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の効力を停 の者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限 おいて、同条第三項中「第一項各号のいずれかに該当する場合(同項 その者が第百七条の四の二において準用する前条に規定する講習を 第百三条第二項から第四項まで及び第七項の規定は、 と読み替えるものとする。 第一項の

と読み替えるものとする。該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる」

10 第百三条の二の規定は、国際運転免許証等を所持する者が自動車等 10 第百三条の二の規定は、国際運転免許証等を所持する者が自動車等のとする。

第九号)(罰則)第五項、第七項及び第十項については第百二十一条第一項

(自動車等の運転禁止等の報告)

用する第百三条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止したと定により期間を短縮したとき、又は警察署長が前条第十項において準第九項において準用する第百三条第一項の規定により自動車等の運転第百七条の六 公安委員会は、前条第一項若しくは第二項若しくは同条

第三項の規定」と読み替えるものとする。
第三項の規定」と読み替えるものとする。
第三項の規定」と読み替えるものとする。
第百七条の五第一項の規定又は同条第八項において準用する前条について準用する。この場合において、同条第五項中「前条第二項」とあるのは「角動車等の運転の禁止」と、「仮停止」とあるのは「自動車等の運転の禁止」と、「仮停止」とあるのは「自動車等の運転の禁止」と、「仮停止」とあるのは「自動車等の運転の禁止」と、「仮停止」とあるのは「自動車等の運転の禁止」と、「仮停止」とあるのは「自動車等の運転の禁止」と、「仮停止」とあるのは「自動車等の運転の禁止」と、「仮停止」とあるのは「自動車等」とあるのは「自動車等」を対象が開発しませ、国際運転免許証等を所持する者が自動車等

第九号)(罰則 第四項、第六項及び第九項については第百二十一条第一項

(自動車等の運転禁止等の報告)

の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止したときは、内閣府令短縮したとき、又は警察署長が前条第九項において準用する第百三条くは前条第二項において準用する第百三条第三項の規定により自動車等の運転を禁止し、若し第百七条の六 公安委員会は、前条第一項若しくは同条第八項において

きは、 内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければなら

(国外運転免許証の交付)

第百七条の七 けることができる。 員会が発給するもの (以下「国外運転免許証」という。) の交付を受 規定する自動車等に係る条約第二十四条第一項の運転免許証で公安委 ることができることとされている自動車等に対応する条約附属書十に る者を除く。) は、内閣府令で定める区分に従い、当該免許で運転す いて準用する第百三条第四項の規定により免許の効力が停止されてい 現に受けている者(第九十条第五項、第百三条第一項若しくは第四項 第百三条の二第一項、第百四条の二の三第一項又は同条第三項にお 免許 (小型特殊免許、原付免許及び仮免許を除く。) を

(略)

(免許関係事務の委託)

第百八条 (略)

(罰則 第二項については第百十七条の四第一号)

第百八条の二公安委員会は、 げる講習を行うものとする。 内閣府令で定めるところにより、 次に掲

該当することを理由としてこれらの処分を受けた者を除く。 た者 (第九十条第一項第一号から第三号まで若しくは第七号、第百 四項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の禁止を受け |くは第二項||の規定若しくは同条第九項||において準用する||第百三条第 くは第四項の規定による免許の取消し又は第百七条の五第一項若し 三条第一項第一号から第四号まで又は第百七条の五第一項第一号に 第九十条第一項ただし書若しくは第二項の規定による免許の拒否 同条第五項若しくは第六項若しくは第百三条第一項、第二項若し) に 対

第九十条第一項ただし書の規定による免許の保留、 同条第五項若

で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。

(国外運転免許証の交付)

第百七条の七 免許 (小型特殊免許、原付免許及び仮免許を除く。)を 規定する自動車等に係る条約第二十四条第一項の運転免許証で公安委 けることができる。 員会が発給するもの (以下「国外運転免許証」という。) の交付を受 ることができることとされている自動車等に対応する条約附属書十に る者を除く。) は、内閣府令で定める区分に従い、当該免許で運転す いて準用する第百三条第三項の規定により免許の効力が停止されてい 現に受けている者 (第九十条第四項、第百三条第一項若しくは第三項 第百三条の二第一項、第百四条の二の三第一項又は同条第三項にお

(略)

(免許関係事務の委託)

第百八条 (略)

(罰則 第二項については第百十七条の五第三号)

(講習)

げる講習を行うものとする。 第百八条の二 公安委員会は、 内閣府令で定めるところにより、次に掲

項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けた者を除 は第百七条の五第一項の規定若しくは同条第八項において準用する 禁止を受けた者 (第九十条第一項第一号から第三号まで若しくは第 第百三条第三項の規定による六月を超える期間の自動車等の運転の 七号、第百三条第一項第一号から第四号まで又は第百七条の五第一 しくは第百三条第一項若しくは第三項の規定による免許の取消し又 第九十条第一項ただし書の規定による免許の拒否、同条第四項若 に対する講習

Ξ 第九十条第一項ただし書の規定による免許の保留、 同条第四項若

た者を除く。)に対する講習 た者を除く。)に対する講習 の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受け の五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受け しくは第七号、第百三条第一項第一号から第四号まで又は第百七条 の運転の禁止を受けた者(第九十条第一項第一号から第三号まで若 する第百三条第四項の規定による六月を超えない範囲内の自動車等 止又は第百七条の五第一項の規定若しくは同条第九項において準用 しくは第百三条第一項若しくは第四項の規定による免許の効力の停

四~十三(略)

4 前項の規定 (略)

してはならない。

(罰則 第四項については第百十七条の四第一号)

(指定講習機関)

2 (略)

第百八条の四

(略)

けることができない。 3 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受

立された法人又は指定自動車教習所として指定された者以外の者一(民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設

二~四 (略)

4 (略)

(民間の組織活動等の促進を図るための措置)

携を図りつつ、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるもものの促進を図るため、関係する機関及び団体の活動との調和及び連するための次に掲げる活動で民間の自主的な組織活動として行われる第百八条の二十六 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に資

た者を除く。)に対する講習 た者を除く。)に対する講習 た者及び第百二条の二の期間内に同条に規定する講習を受けなかつの五第一項第一号に該当することを理由としてこれらの処分を受けしくは第七号、第百三条第一項第一号から第四号まで又は第百七条の運転の禁止を受けた者(第九十条第一項第一号から第三号まで若する第百三条第三項の規定による六月を超えない範囲内の自動車等止又は第百七条の五第一項の規定若しくは同条第八項において準用しくは第百三条第一項若しくは第三項の規定による免許の効力の停

四~十三 (略)

2・3 (略)

第百八条の四 (略)(指定講習機関)

2 (略)

所として指定された者以外の者 民法第三十四条の規定により設立された法人又は指定自動車教習

4 (略)

(民間の組織活動等の促進を図るための措置)

携を図りつつ、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるもものの促進を図るため、関係する機関及び団体の活動との調和及び連するための次に掲げる活動で民間の自主的な組織活動として行われる第百八条の二十六 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に資

のとする。

\<u>\</u>= (略)

通の安全と円滑に資するための啓発活動 3、自転車の適正な通行についての啓発活動その他道路における交道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓発活

五 (略)

2 措置を講ずるものとする。 発生の状況に関する情報の提供、 共団体の長に対し、当該関係地方公共団体の区域における交通事故のうものを除く。) の的確かつ円滑な実施が図られるよう、関係地方公 公安委員会は、地方公共団体が行う交通安全対策(公安委員会が行 職員の研修に係る協力その他必要な

(地域交通安全活動推進委員)

第百八条の二十九

2

·二 (略)

地域交通安全活動推進委員は、 次に掲げる活動を行う。

動の推進

前三号に掲げるもののほか、地域における交通の安全と円滑に資

自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運

するための活動で国家公安委員会規則で定めるもの

3 6 (略)

(全国交通安全活動推進センター)

第百八条の三十二 (略)

- 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

_ 5 五 (略)

員会規則で定めるものを除く。) を行うこと。 車運送事業法に規定する運行管理者に対するものその他国家公安委 必要とされる技能及び知識に関する研修 (道路運送法及び貨物自動 道路を通行する者に対する交通安全教育を行う者の資質の向上に

3 七・八 (略) (略

のとする。

\ = (略)

動その他道路における交通の安全と円滑に資するための啓発活動 道路における適正な車両の駐車又は道路の使用についての啓発活

五 (略)

2

共団体の長に対し、当該関係地方公共団体の区域における交通事故のうものを除く。) の的確かつ円滑な実施が図られるよう、関係地方公 発生の状況に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする 公安委員会は、地方公共団体が行う交通安全対策(公安委員会が行

(地域交通安全活動推進委員)

第百八条の二十九

2 地域交通安全活動推進委員は、 次に掲げる活動を行う。

(略)

するための活動で国家公安委員会規則で定めるもの 前二号に掲げるもののほか、地域における交通の安全と円滑に資

3 6 (略)

(全国交通安全活動推進センター)

第百八条の三十二 (略)

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

_ { 五 (略)

六 道路を通行する者に対する交通安全教育を行う者の資質の向上に うこと。 必要とされる技能及び知識に関する研修 (道路運送法及び貨物自動 対するものその他国家公安委員会規則で定めるものを除く。 車運送事業法 (平成元年法律第八十三号) に規定する運行管理者に

七・八 (略)

3 (略)

(免許の拒否等に関する規定の適用の特例)

第百九条の三 (略)

~4 (略)

系) 三条 第四項については第百十九条の三第一項第八号、第百二十三(罰則 第一項については第百十九条の三第一項第七号、第百二十(

(特定の交通の規制等の手続)

第百十条の二 (略)

2 (略)

(免許の拒否等に関する規定の適用の特例)

第百九条の三 (略)

2~4 (略)

系) 三条 第四項については第百十九条の四第一項第八号、第百二十三三条 第四項については第百十九条の四第一項第八号、第百二十(罰則 第一項については第百十九条の四第一項第七号、第百二十

(特定の交通の規制等の手続)

第百十条の二 (略)

(略)

3

十三条の四第一項の道路標識等以外の道路標識等に係る場合にあつて一手のでは、当該規制の適用される道路(第二十二条第一項及び第六五号若しくは第六項、第二十二条第一項、第二十二条のでは内閣府五項、第四十九条第一項、第二十二条第一項又は第六十三条の七五項、第四十九条第一項、第二十二条第一項又は第六十三条の七五項、第四十九条第一項、第二十二条第一項又は第六十三条の七五項、第二条第一項、第二十二条第一項又は第六十三条の七五項、第二条第一項、第二十二条第一項又は第六十三条の七五項、第二条第一項、第二十二条第一項以第四号、第三十四条第第七号、第八条第一項、第十七条第二項、第二十三条、第三十四条第二項の規定により権限を委任された警察署長公安委員会(第五条第一項の規定により権限を委任された警察署長

速やかに当該交通の規制に係る事項を通知しなければならない。るときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、規制を行う場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められなければならない。ただし、第八条第一項の道路標識等による交通の場合にあつては、道路法による道路に限る。)の管理者の意見を聴か

了 (略)

(免許等に関する手数料)

を標準として条例を定めなければならない。 おうとして政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収すること 及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する 各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じて、物件費 等六章の二の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係 第百十二条 都道府県は、第六章(第百四条の四第六項を除く。)及び

〜五の二 (略)

五の三 認知機能検査を受けようとする者 認知機能検査手数料

六~十三 (略)

2 (略)

(行政手続法の適用除外)

交通の規制に係る事項を通知しなければならない。の限りでないものとし、この場合には、事後において、速やかに当該合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、こない。ただし、第八条第一項の道路標識等による交通の規制を行う場は、道路法による道路に限る。)の管理者の意見を聴かなければなら

4~7 (略)

(免許等に関する手数料)

を標準として条例を定めなければならない。 お分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収すること及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該第百十二条 都道府県は、第六章(第百四条の四第六項を除く。)及び

〜五の二 (略)

六~十三 (略)

2

(略)

(行政手続法の適用除外)

て準用する第百三条第三項の規定による自動車等の運転の禁止(第百条件の付加並びに同条第五項の規定による免許の取消し及び効力の停止、第九十条第四項の規定による免許の取消したができないものとする措置(同条第一項又は第三項の規定による免許の取消しに係るものに限る。)、第百三条第一項第五号に係るものに限る。)、同条第一項の規定による免許試験を受けることができない期間の指定、第百四条の二の二定による免許を受けることができない期間の指定、第百四条の二の二定による免許を受けることができない期間の指定、第一項又は第三項の規定による免許ができない期間の指定、第一項又は第一項の規定による発的の取消し及び効力の停止並びによる条件の付加並びに同条第五項の規定による条件の取消し及び効力の停止並びによる係件の付加並びに同条第五項の規定による条件の変更及び新たなのでを開する第一項を開始した。

)の規定は、適用しない。

) の規定は、適用しない。

) の規定は、適用しない。

) の規定は、適用しない。

) の規定による自動車等の運転の禁止にあつては、第百七条の五第二項に係るものに限る目で係るものに限る。)及び第百七条の五第二項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止(第百七条の五第一項第二第四項の規定による自動車等の運転の禁止(第百七条の五第一項第二第四項の規定による自動車等の運転の禁止(第百七条の五第一項第二第四項の規定による負許の取消し、第百六条の二の規定による仮免許の取消し

(不服申立ての制限)

よる不服申立てをすることができない。 処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)に第百十三条の三 この法律の規定に基づき警察官等が現場においてした

(自衛隊の防衛出動時における交通の規制等)

第百十四条の五 (略)

(罰則 第一項については第百十八条の三)

は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。七十二条(交通事故の場合の措置)第一項前段の規定に違反したとき転者が、当該車両等の交通による人の死傷があつた場合において、第第百十七条 車両等(軽車両を除く。以下二の項において同じ。)の運

又は百万円以下の罰金に処する。 第百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役

(略

当該車両等を運転した場合に限る。)(当該違反により当該車両等の提供を受けた者が酒に酔つた状態で二)第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第二項の規定に違反した者

第三章 (第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。七条の五第一項第二号に係るものに限る。)については、行政手続法

(不服申立ての制限)

ない。 処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができ第百十三条の三 この法律の規定に基づき警察官等が現場においてした

(自衛隊の防衛出動時における交通の規制等)

第百十四条の五 (略)

(罰則 第一項については第百十八条の二)

は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。七十二条(交通事故の場合の措置)第一項前段の規定に違反したとき転者が、当該車両等の交通による人の死傷があつた場合において、第第百十七条 車両等(軽車両を除く。以下この条において同じ。)の運

又は五十万円以下の罰金に処する。 第百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役

(略)

五四三

は容認した者 反して、第三号に規定する状態で自動車を運転することを命じ、又第七十五条 (自動車の使用者の義務等) 第一項第四号の規定に違

第百十七条の二の二.次の各号のいずれかに該当する者は、 懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 三年以下の

を保有する状態にあつたもの 運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコール両等(軽車両を除く。次号において同じ。)を運転した者で、その 第六十五条 (酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車

で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両等を運転 した場合に限るものとし、前条第二号に該当する場合を除く。 、当該違反により当該車両等の提供を受けた者が身体に前号の政令 第六十五条 (酒気帯び運転等の禁止)第二項の規定に違反した者

酔つた状態で車両等を運転した場合に限る。 類を提供した者(当該違反により当該酒類の提供を受けた者が酒に 第六十五条 (酒気帯び運転等の禁止) 第三項の規定に違反して酒

に酔つた状態で当該車両を運転したときに限る。 を知りながら同項の規定に違反した場合であつて、当該運転者が酒 (その者が当該同乗した車両の運転者が酒に酔つた状態にあること 第六十五条 (酒気帯び運転等の禁止)第四項の規定に違反した者

五 号の規定に該当する者を除く。 第六十六条 (過労運転等の禁止)の規定に違反した者 (前条第三

当する場合を除く。 する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、 反した者(当該違反により運転者が酒に酔つた状態で自動車を運転 し、又は身体に第一号の政令で定める程度以上にアルコールを保有 第七十五条 (自動車の使用者の義務等) 第一項第三号の規定に違 前条第四号に該

反した者(前条第五号に該当する者を除く。 第七十五条 (自動車の使用者の義務等) 第一項第四号の規定に違

> <u>ტ</u> 略)

(略)

反して、第一号の二に規定する状態で自動車を運転することを命じ 又は容認した者 第七十五条 (自動車の使用者の義務等) 第一項第四号の規定に違

| 懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 | 第百十七条の三の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の |

ものとし、同条第三号に該当する場合を除く。)を保有する状態で車両等(軽車両を除く。)を運転した場合に限るに第百十七条の二の二第一号の政令で定める程度以上にアルコール類を提供した者(当該違反により当該酒類の提供を受けた者が身体類六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第三項の規定に違反して酒

又は三十万円以下の罰金に処する。第百十七条の四(次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役

第二項又は第百八条の二(講習)第四項の規定に違反した者違反金関係事務の委託)第二項、第百八条(免許関係事務の委託)一条の十二(放置車両確認機関)第六項、第五十一条の十五(放置一第五十一条の三(車両移動保管関係事務の委託)第二項、第五十

一 (略)

三 (略)

又は三十万円以下の罰金に処する。第百十七条の四次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役

| 十五 (放置違反金関係事務の委託) 第二項の規定に違反した者|| 第五十一条の十二 (放置車両確認機関) 第六項又は第五十一条の

| (略)

| 条の二第一号の二の規定に該当する者を除く。)| 四|| 第六十六条(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(第百十七

六 (第 (略 (略

第二号に該当する場合を除く。) する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、第百十七条の二し、又は身体に第二号の政令で定める程度以上にアルコールを保有反した者(当該違反により運転者が酒に酔つた状態で自動車を運転六 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号の規定に違

四 (略)

又は十万円以下の罰金に処する。 | 第百十七条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役

一・二 (略)

規定に違反した者第百八条の三十一(都道府県交通安全活動推進センター)第五項の(秘密保持義務等)第一項、第百八条の十八(秘密保持義務)又は三年百八条の三の三(講習通知事務の委託)第二項、第百八条の七三

下の罰金に処する。察官の検査を拒み、又は妨げた者は、三月以下の懲役又は五十万円以第百十八条の二(第六十七条(危険防止の措置)第三項の規定による警

第百十八条の三 (略)

第百十九条の二 (略)

)は、十万円以下の罰金に処する。 までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。第百十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者(第一号から第四号

一 (略)

時までの間に当該パーキング・チケット発給設備によりパーキングした者(車両を駐車した時から当該表示されている時間を経過する二項の道路標識等により表示されている時間を超えて引き続き駐車間制限駐車区間において、車両を駐車した時から第四十九条の二第二 第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時

反した者 (第百十七条の二第三号の規定に該当する者を除く。) 七 第七十五条 (自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違

八 (略)

又は十万円以下の罰金に処する。第百十七条の五(次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役

•二 (略)

動推進センター)第五項の規定に違反した者十八(秘密保持義務)又は第百八条の三十一(都道府県交通安全活託)第二項、第百八条の七(秘密保持義務等)第一項、第百八条の許関係事務の委託)第二項、第百八条の三の三(講習通知事務の委一 第五十一条の三(指定車両移動保管機関)第四項、第百八条(免

第百十八条の二(略)

察官の検査を拒み、又は妨げた者は、三十万円以下の罰金に処する。第百十九条の二(第六十七条(危険防止の措置)第二項の規定による警

第百十九条の三 (略)

までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。第百十九条の四(次の各号のいずれかに該当する者(第一号から第四号)

(略)(略)

時までの間に当該パーキング・チケット発給設備によりパーキングした者(車両を駐車した時から当該表示されている時間を経過する二項の道路標識等により表示されている時間を超えて引き続き駐車間制限駐車区間において、車両を駐車した時から第四十九条の二第二 第四十九条第二項のパーキング・チケット発給設備を設置する時

・チケットの発給を受けた者を除く。

2 (略)

第百二十一条 又は科料に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金

三項(第百七条の五(自動車等の運転禁止等)第十項において準用項の変更届出等)第一項、第百三条の二(免許の効力の仮停止)第 第二項の規定に違反した者(第百十七条の五第二号に該当する者を 七項又は第百七条の十(国外運転免許証の返納等)第一項若しくは 第三項、第百七条の五 (自動車等の運転禁止等) 第五項若しくは第 する場合を含む。)、第百七条 (免許証の返納等) 第一項若しくは 自動車の使用者の義務等)第三項において準用する場合を含む。 七十五条 (自動車の使用者の義務等) 第十一項 (第七十五条の二 (第七十八条 (許可の手続)第四項、第九十四条 (免許証の記載事 「 (放置違反金) 第二項、第六十三条 (車両の検査等) 第七項、 第五十一条の二 (違法駐車に対する措置)第十項、第五十一条の

九の二 (略)

九の三 第七十一条の五 (初心運転者標識等の表示義務) 第一項若し くは第二項又は第七十一条の六(初心運転者標識等の表示義務)第

項の規定に違反した者

(略)

第百二十三条 若しくは第五号、 他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百十七条の二第四号 第十三号若しくは第十四号、第百十九条の二第一項第三号、第百十九 条第一項第三号の二、第五号、第十一号、第十二号、第十二号の四、 条の三第一項第五号、 七条の四第三号、 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その 第百十八条第一項第二号から第六号まで、第百十九 第百十七条の二の二第六号若しくは第七号、第百十 第七号若しくは第八号、第百二十条第一項第十

・チケットの発給を受けた者を除く。

2

第百二十一条 又は科料に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金

九 第五十一条の二 (違法駐車に対する措置) 第十項、第五十一条の 四 (放置違反金) 第二項、第六十三条 (車両の検査等) 第七項、 第三項、第百七条の五 (自動車等の運転禁止等) 第四項若しくは第 三項 (第百七条の五 (自動車等の運転禁止等) 第九項において準用 自動車の使用者の義務等)第三項において準用する場合を含む。 除く。) 第二項の規定に違反した者(第百十七条の五第二号に該当する者を する場合を含む。)、第百七条(免許証の返納等)第一項若しくは 項の変更届出等) 第一項、第百三条の二 (免許の効力の仮停止) 第 六項又は第百七条の十 (国外運転免許証の返納等) 第一項若しくは 七十五条 (自動車の使用者の義務等) 第十一項 (第七十五条の二 (第七十八条 (許可の手続) 第四項、第九十四条 (免許証の記載事

九 の 二 (略)

九の三 第七十一条の五 (初心運転者標識等の表示義務) 第一項の規 定に違反した者

(略) (略)

2

第百二十三条 第百十九条の三第一項第三号、第百十九条の四第一項第五号、第七号 第一項第二号から第六号まで、第百十九条第一項第三号の二、第五号 他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百十七条の二第二号 若しくは第八号、第百二十条第一項第十号、第十号の二、第十一号の 若しくは第三号、第百十七条の四第五号から第七号まで、第百十八条 第十一号、第十二号、第十二号の四、第十三号若しくは第十四号、 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その

科料刑を科する。 為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は一項第七号、第八号若しくは第九号の二の違反行為をしたときは、行号、第十号の二、第十一号の三若しくは第十三号又は第百二十一条第

(通則)

第百二十五条 (略)

各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。2.この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の

一 (略)

していた者 政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転の二第三号に規定する状態又は身体に第百十七条の二の二第一号の二 当該反則行為をした場合において、酒に酔つた状態、第百十七条

) (略) 三(略)

3

(告知)

第百二十六条 (略)

2・3 (略)

ればならない。 知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなけ当たる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告は第百十九条の三第一項第一号から第四号まで若しくは第二項の罪に4 第百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、第百十九条の二又

別表第一 (第五十一条の四関係)

	Ì	
放置車両の態様の区分	放置車両の種類	放置違反金の限度額
(略)	(略)	(略)
第四十九条の二第二項若	(略)	(略)
しくは第五項後段の規定		
に違反して駐車している		
もの又は第四十九条第一		

又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。第九号の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人三若しくは第十三号又は第百二十一条第一項第七号、第八号若しくは

(通則)

第百二十五条 (略)

各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。 2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の

(略)

していた者 政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転 政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転の二第一号の二に規定する状態又は身体に第百十七条の四第三号の一 当該反則行為をした場合において、酒に酔つた状態、第百十七条

一 (略)

3 (略)

(告知)

第百二十六条 (略)

2・3 (略)

ればならない。 知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなけ知するものとし、当該告知をしたときは、前項の例により報告しなけ当たる行為をした反則者があると認めるときは、第一項の例により告 は第百十九条の四第一項第一号から第四号まで若しくは第二項の罪に4 第百十四条の四第一項に規定する交通巡視員は、第百十九条の三又

別表第一(第五十一条の四関係)

もの又は第四十九条第二 「略」					
一	もの又は第四十九条第二に違反して駐車している	しくは第五項後段の規定	-九条の二第二	(略)	置車両の態様
略) 置違反金の限度			(略)	(略)	両の種
			(略)	(略)	置違反金の限度

											멘												_
備考 (略)	(略)		罪に当たる行為くは第六号又は第二項の	一号から第四号まで若し第二十九条の三第一項第		たる行為	第百十九条の二の罪に当	(略)		反則行為の区分	別表第二(第百二十五条、第五	備考 (略)	定に違反しているもの	四十九条の二第四項の規	されておらず、かつ、第	キング・チケットが掲示	により発給を受けたパー	ング・チケット発給設備	て当該車両に当該パーキ	駐車している場合におい	間制限駐車区間において	ト発給設備を設置する時	項のパーキング・チケッ
	(略)	(略)	(略)	略)	(略)	(略)	(略)	(略)	車両等の種類	反則行為に係る	第百三十条の二関係)						(略)				,	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		反則金の限度額							(略)				,	(略)	
備考(略)	(略)		罪に当たる行為くは第二項の	一号から第四号まで若し第百十九条の四第一項第		たる行為	第百十九条の三の罪に当	(略)		反則行為の区分	別表第二(第百二十五条、第五	備考 (略)	定に違反しているもの	四十九条の二第四項の規	されておらず、かつ、第	キング・チケットが掲示	により発給を受けたパー	ング・チケット発給設備	て当該車両に当該パーキ	駐車している場合におい	間制限駐車区間において	ト発給設備を設置する時	項のパーキング・チケッ
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	車両等の種類	反則行為に係る	第百三十条の二関係)						(略)				,	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		反則金の限度額							(略)				,	(略)	

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和四十二年法律第百三十一号)

案

(傍線の部分は改正部分)

(使用の制限及び禁止) 改正

者については、この限りでない。

古の証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用するに対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされて対し当該違反行為を防止することができる。ただし、当該運転者使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車をずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転とが、土砂等の出土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の

一 (略)

事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。 四第二号又は第百十八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通一 道路交通法第百十七条の二第一号若しくは第三号、第百十七条の

の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号条第一項第一号若しくは第二号又は第百十九条第一項第一号から第二 道路交通法第百十七条の二の二第一号若しくは第五号、第百十八

(使用の制限及び禁止)

現

行

までいっては、この限りでない。 電搬のための当該土砂等運搬大型自動車を使用する で対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされ で対し当該違反行為を防止することができる。ただし、当該運転者 で用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動 では、当該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を では、当該当することとなったときは、当該土砂等運搬大型自動車を では、当該土砂等運搬大型自動車を では、当該土砂等運搬大型自動車を では、当該土砂等運搬大型自動車を では、当該土砂等運搬大型自動車を では、当該土砂等運搬大型自動車を では、当該土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の 第七条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の

(略)

交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。 条の四第二号又は第百十八条第一項第七号の違反行為をし、よつて二 道路交通法第百十七条の二第一号若しくは第一号の二、第百十七

反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき。の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違一項第一号若しくは第二号又は第百十九条第一項第一号から第二号二 道路交通法第百十七条の四第三号若しくは第四号、第百十八条第

_	_	١
化然		
0	D)
台		
5		
ľ		
2		Į
Ī	E	
当り		
5	כ	,

	う。	当該各号に定めるところによる。第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ(定義)	改正案
三 (略)	う。	当該各号に定めるところによる。第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ(定義)	現

 六の第二 号二十 の十七 第条	の二第五号	第百十七条	の二第四号	第 (略)	の付記	第七十五条	(略)	規定を考える	字句は、	とするほか、	四項に	に規定	十九条	三に	ガ第五号	四条第	第十九二は、	(道路·	
第	÷	3条 (略)			号		(略)	(る) 読み替えられる字句	ને મ્ટ	が、	_	する車両(同法第二条第一項第	の三第一項第四号並びに第百二	第百十八条第一項第四号、第四号、第四号、第四号、第四号、第四号、第四号、第四号、第四号、第四号、	号、第百十七条の二の二第六号及び第七号、「項(第五号及び第六号を除く。)、第百-	_		(道路交通法の規定の読替え適用等)	改正
合及び同条第二項の規定 記号(運転代行業法第十二号(運転代行業法第十月の規定により 1月番の義務等)第一項第	1	(略)	(田)	(略)	一項第四号 三号、第百十九条の三第	第百十	(略)	読み替える字句	う字句とする。	次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる	四項において同じ。) 及び自動車には代行運転自動車が含まれるもの	に規定する車両 (同法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。第	十九条の三第一項第四号並びに第百二十条第一項第十一号の三の規定	弗	交が第七号、第5十七条の四第 、)、 第百十七条の二第四号及	, 二 (第	同法第二十二条の二第一項、第六十六条の二第一項、第七十自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用につ		案
	の二第三号	第百十七条	の二第二号	(略)	の付記	第七十五条	(略)	規定規定を	下欄に掲げる字						ガ第三号	四条第一	第十九条	(道路交通	
			(田)	(略)	号	第百十九条の三第一項第三	(略)	読み替えられる字句	いる字句とする。	欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、	び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、	二条第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。) 及	並びに第百二十条第一項第十一号の三の規定に規定する車両(同法第	第百十九条の三第一項第三号、1	、第百十七条の四第丘号から第七号まで、第5十八条第一頁項(第五号及び第六号を除く。)、第百十七条の二第二号及	頭、野によび、野によいのので、野にはないで、野口のでは、野には、野では、野では、野では、野では、野では、野では、野では、野では、野では、野で	同法第二十二条の二第一項、第六十六条の二第一項、第七十自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用につ	(道路交通法の規定の読替え適用等)	現
				(略)	一項第四号	第百十九条の三第一項第	(略)	読み替える字句		げる字句は、それぞれ同表の	ものとするほか、	。 第四項において	規定に規定する車	第百十九条の四第一項第四号	七号まで、第5十八条第一頁)、第百十七条の二第二号及	(第五項を除く。	六十六条の二第一は道路交通法の規定		行

第百十九条	第三 第二 第二 第一 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		(略)	第百十七条	お 日 の 日 二 の 二 の 二 の 二 の 二 の 二 の 二 の 二 の 二
(略)	(略)		(略)	(略)	者の義務等)第一項第四号の使用
(略)	(略)		(略)	(略)	によりみなして適用される場合を含む。) 同号(運転代行業法第十八条第一項の規定により 所もの義務等)第一項第 同号(運転代行業法第十八条第一項の規定により によりみなして適用される場合を含む。)
第百十九条	第 の 第三号 号 一月 項 条	(略)	の 第 四 四 第 百 十 七 号 条	第百十七条	
(略)	(略)	(略)	第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号者の義務等)第一項第三号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	第七十五条(自動車の規定によりみなして適用される場合を含む。) 高場合を含む。) 高場合を含む。) まして適用される場合及び同条第二項の規定により カ条第一項の規定により おきれて適用される場合を含む。) まして適用される場合を含む。) まして適用される場合を含む。) まして適用される場合を含む。) まして適用される場合を含む。) まして適用される場合を含む。)	(略)	(略)

	4.2		2	
係る部分を除く。 「人子」は、「人子」は、「人子」に、「人子」」に、「人子」に、「人子」に、「人子」に、「人子」に、「人子」に、「人子」に、「人子」」に、「人子」に、「人子」」に、「人子」に、「人子」」に、「人子」」に、「人子」に、「人子」」に、「人子」に、「人子」」」に、「人子」」」に、「人子」」」に、「人子」」に、「人子」」に、「人子」」」に、「人子」」に、「人子」」に、「人子」」」に、「人子」」」に、「人子」」に、「人子」」に、「人子」」に、「人子」」に、「人子」」に、「人子」」」に、「人子」」に、「人子」」に、「人子」」に、「人子」」に、「、「、」」」に、「、「、」」」」に、「、」」」に、「、」」」に、「、」」」に、「、」」」、「、」」」」に、「、」」」」に、「、」」」に、「、」」」、「、」」」」、「、」」」」、「、」」」」、「、」」」」、「、」」」」、「、」」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」、「、」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」、「、」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」」、「、」」、「、」」」、「、」」、「、」」、「、」」、「、」」、「、」」、「、」」、「、」」、「、」」、「、」」、「、」」	七号に掲げ 工十五条第 4 自動車運 4 自動車運	三号の四号の 四号及び第 の四第三号 の規定 第三号	を 前項 に 規	第四号 の三第一項
係る部分を除く。)の規定は、適用しない。 九条の三第一項第四号(同法第四十七条及び第七十五条の八第一項にえて適用される同法第七十五条第一項第七号及び第二項並びに第百十十号に持一る行為を除く)にてに、第一工で共同によりでは、第一工で共同により、第一工で共同により、第一項共同によりによりでは、第一項共同によりでは、第一項共同によりでは、第一項共同によりでは、第一項共同によりでは、第一項共同によりでは、第一項共同によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	七号に掲げる行為を除く。)については、第一項の規定により読み替七十五条第一項第七号に掲げる行為(道路交通法第七十五条第一項第運転者が行う第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第(動車運転代行業の用に供される車両(随伴用自動車を除く。)の(略)		前項に規定するもののほか、代行運転白	第百十九条の二第一項第三(略)
しない。 七条及び第七十五条の八第一項に項第七号及び第二項並びに第百十	第一項の規定により読み替崎交通法第七十五条第一項第んて適用される道路交通法第んて適用自動車を除く。)の(随伴用自動車を除く。) の	ひに第百十九条の二第一項第八号及び第七号、第百十七条の二第一十七条の二第一十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	$\mathbf{H} \mathbf{I} \mathbf{L} (I) \mathbf{I} \mathbf{V} \mathbf{I}$	第百十九条の二第一項第(略)
係る部分を除く。九条の四第一項一項の一項	七号に掲げる行 七十五条第一項 運転者が行う第 4 自動車運転代	第一項第四号並ぶまで、第七十五条第一時では、	2 条 前項に規 に規 で す	第四号一項
一)の規定第四号(同法第七十	る行為を除く。)については、第一項の規定により読み替一項第七号に掲げる行為(道路交通法第七十五条第一項第う第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第転代行業の用に供される車両(随伴用自動車を除く。)の		るもののほか、	第百十九条の三第一項第三(略)
い及号を発表して	第一項の規定により読み替崎交通法第七十五条第一項第んて適用される道路交通法第んて適用自動車を除く。)の(随伴用自動車を除く。) の	頃第三号の 所ら第七号の のようである。)、 である。)、	 田動車については、自動車 部分に限る。) (自動車の使用者の義務 「項第四号(第七十五条 工現第四号(第七十五条	第百十九条の三第一(略)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)

(傍線の部分は改正部分)

(略)		五年法律第百五号)	道路交通法 (昭和三十	ر ا	別表(第七条関係)	
(略)	一項、第五十八条第一項、第五十八条第一項、第五十八条第三項、第五十九条第三項、第七十五条第九項(第七十五条の二第三項、第七十八条第三項、第十九条の三第四項、第百一条の三第四項、第百一条の三第四項、第百一条の三第四項、第百一条第三項、第百十九条の三第三項(第百七条の五第十一項において準用する場合を含む。)、第百四条の三第三項(第百七条の五第二項、第百一条の三第三項、第百十九条第一項及び第四項、第百十九条第一項。第五項、第百十八条第一項及び第四項、第五十八条第一項、第二十八条第二十八条第二十八条第二十八条第二十八条第二十八条第三十八条第二十八条第三十八条第三十八条第三十八条第三十八条第三十八条第三十八条第三十八条第三	「項、第五十一条の十三第	(略)	(略)		改正案
(略)		第四条	(略)	(略)		
(略)			道路交通法(昭和三十	ر ا	別表(第七条関係)	現
(略)	一項、第五十八条第一項、第五十八条第一項、第五十八条第三項、第五十九条第三項、第五十九条第三項、第七十五条第九項(第七十五条第二項、第七十八条第三項、第十九条の三第四項、第百一条の三第四項、第百一条の三第四項、第百一条の二第三項、第百十九条の二第三項、第百十九条の二第三項、第百十九条の二第三項、第百十九条の二第三項、第百四条の三第三項(第百七条の二第三項、第百四条の三第三項、第百一条の二第三項、第百十九条第一項、第五十九条第一項、第五十八条第一項、第二十八条第一項、第二十八条第一項、第二十八条第二項、第二十二、第二十八条第二項、第二十八条第二項、第二十八条第二項、第二十八条第二項、第二十二十八条第二項、第二十八条第二項、第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	第八条第三項、第五十一条の十三第	(略)	(略)		行
(略		第四条	(略	略		

律(平成十八年法律第五十号) (傍線の部分は改正部分) 一般社団法人及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法

得 (平 反 十 丿 年 沒 往 算 3 十 号)	(傍絲の音分に改引音分)
改正案	現
ように改正する。第百七十一条(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次の(道路交通法の一部改正)	ように改正する。第百七十一条(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次の(道路交通法の一部改正)
	三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人又は一般財第五十一条の三第一項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第一
	津第八十九号) - を加える。 団法人」に改め、同条第十三項中「民法」の下に「(明治二十九年法
第百八条の四第三項第一号中「民法 (明治二十九年法律第第八十九	第百八条の四第三項第一号中「民法第三十四条の規定により設立さ
くは一般財団法人」に改める。 号) 第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人若し	れた法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。
第百八条の十三第一項、第百八条の三十一第一項及び第百八条の三	第百八条の十三第一項、第百八条の三十一第一項及び第百八条の三
的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。十二第一項中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目	的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。 十二第一項中「目的として設立された民法第三十四条の法人」を「目